

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年6月25日
【事業年度】	第19期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）
【会社名】	株式会社S R Aホールディングス
【英訳名】	SRA Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鹿島 亨
【本店の所在の場所】	東京都豊島区南池袋二丁目32番8号
【電話番号】	（03）5979-2666（代表）
【事務連絡者氏名】	管理本部財務部長 吉村 茂
【最寄りの連絡場所】	東京都豊島区南池袋二丁目32番8号
【電話番号】	（03）5979-2666（代表）
【事務連絡者氏名】	管理本部財務部長 吉村 茂
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次 決算年月	第15期 平成17年3月	第16期 平成18年3月	第17期 平成19年3月	第18期 平成20年3月	第19期 平成21年3月
売上高 (百万円)			36,765	45,058	41,777
経常利益 (百万円)			2,923	4,181	3,894
当期純利益 (百万円)			2,015	2,224	2,041
純資産額 (百万円)			11,632	13,224	14,164
総資産額 (百万円)			24,622	27,967	26,519
1株当たり純資産額 (円)			838.97	950.22	1,014.91
1株当たり当期純利益金額 (円)			145.67	160.74	147.52
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)			145.35	160.35	
自己資本比率 (%)			47.2	47.0	53.0
自己資本利益率 (%)			18.8	18.0	15.0
株価収益率 (倍)			12.9	11.8	4.8
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)			2,846	2,025	2,194
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)			1,665	434	852
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)			219	238	772
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)			9,919	11,265	11,753
従業員数 (人)			1,657	1,694	1,721

(注) 1. 第17期連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第17期において、平成18年6月12日付で、株式1株につき176,100分の3,308,000株の株式分割を行っております。

4. 第18期から表示単位を千円単位から百万円単位に変更しましたので、従来千円単位で記載していた事項についても、百万円単位に組替え表示しております。

5. 第19期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次 決算年月	第15期 平成17年3月	第16期 平成18年3月	第17期 平成19年3月	第18期 平成20年3月	第19期 平成21年3月
営業収益 (百万円)			640	1,282	1,626
経常利益 (百万円)	25	38	417	657	1,034
当期純利益 (百万円)	483	186	429	635	1,033
持分法を適用した場合の投資 利益 (百万円)					
資本金 (百万円)	176	176	1,000	1,000	1,000
発行済株式総数 (千株)			15,240	15,240	15,240
純資産額 (百万円)	3,237	3,218	8,762	9,058	9,156
総資産額 (百万円)	5,004	4,837	8,806	9,150	9,207
1株当たり純資産額 (円)			574.32	591.00	603.65
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	( )	( )	25.00 ( )	40.00 ( )	40.00 ( )
1株当たり当期純利益金額 (円)			49.47	41.68	68.57
潜在株式調整後1株当たり当期 純利益金額 (円)			49.28	41.59	
自己資本比率 (%)	64.7	66.5	99.4	98.4	98.5
自己資本利益率 (%)	22.0	5.8	4.9	7.2	11.4
株価収益率 (倍)			37.9	45.5	10.4
配当性向 (%)			50.5	96.0	58.3
営業活動によるキャッシュ・ フロー (百万円)	56	92			
投資活動によるキャッシュ・ フロー (百万円)	893	352			
財務活動によるキャッシュ・ フロー (百万円)	754				
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	136	396			
従業員数 (人)			16	19	18

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は平成18年5月24日開催の株主総会において定款変更が承認され、商号を株式会社アール・エム・ビジネスへ変更することにより通常の株式会社へ移行しております(会社法施行により平成18年5月1日から平成18年5月24日までは特例有限会社)。したがって平成18年3月期以前については株式会社としての事業年度はありません。さらに、平成18年6月29日開催の株主総会決議により、会社名を株式会社S R Aホールディングスに変更いたしました。

上記の財務情報は第15期及び第16期の決算をわが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠したものととして作成したものであります。

3. 第15期及び第16期の発行済株式総数、1株当たり純資産額、1株当たり配当額、1株当たり当期純利益金額、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額、株価収益率及び配当性向については記載しておりません。

4. 第17期の1株当たり配当額には、東京証券取引所市場第一部上場記念配当5円を含んでおります。

5. 第17期において、平成18年6月12日付で、株式1株につき176,100分の3,308,000株の株式分割を行っております。

6. 第18期の1株当たり配当額には、S R Aグループ創立40周年記念配当10円を含んでおります。

7. 第18期から表示単位を千円単位から百万円単位に変更しましたので、従来千円単位で記載していた事項についても、百万円単位に組替え表示しております。

8. 第19期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## 2【沿革】

年月	事項
平成3年1月	東京都千代田区に、損害保険代理業を目的として、有限会社アール・エム・ビジネスを設立。 有限会社アール・エム・プランニングを吸収合併。 有限会社ミスターを吸収合併。
平成3年10月	
平成6年10月	
平成18年5月	株式会社アール・エム・ビジネスへの商号変更により、通常の株式会社へ移行し、東京都豊島区へ本店を移転。
平成18年6月	株式会社S R Aホールディングスに商号を変更。
平成18年9月	株式会社S R Aホールディングス(資本金10億円)が東京証券取引所市場第一部に上場。 株式交換により株式会社S R Aを完全子会社化。
平成19年1月	Software Research Associates South East Asia Pte.Ltd.を設立。
平成20年4月	株式会社コンピュワックスを株式会社A I Tの100%子会社化。
平成21年2月	株式会社S Jホールディングスと業務・資本提携契約を締結。

### 3【事業の内容】

当社グループは、株式会社S R Aホールディングス（当社）及び子会社17社により構成されており、当社の事業は主に「開発事業」、「運用・構築事業」及び「販売事業」の3事業を営む事業会社の統括管理を行っております。

従来、事業区分を「システム開発事業」、「ネットワーク・システムサービス事業」及び「コンサル・サービス事業」と表示しておりましたが、当連結会計年度より、それぞれ、「開発事業」、「運用・構築事業」及び「販売事業」と名称を変更いたしました。

各事業内容、当社と関係会社の位置付け及び事業の種類別セグメントの関連は、次のとおりであります。

なお、次の3事業は「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項（セグメント情報）」に掲げる事業の種類別セグメント情報の区分と同一であります。

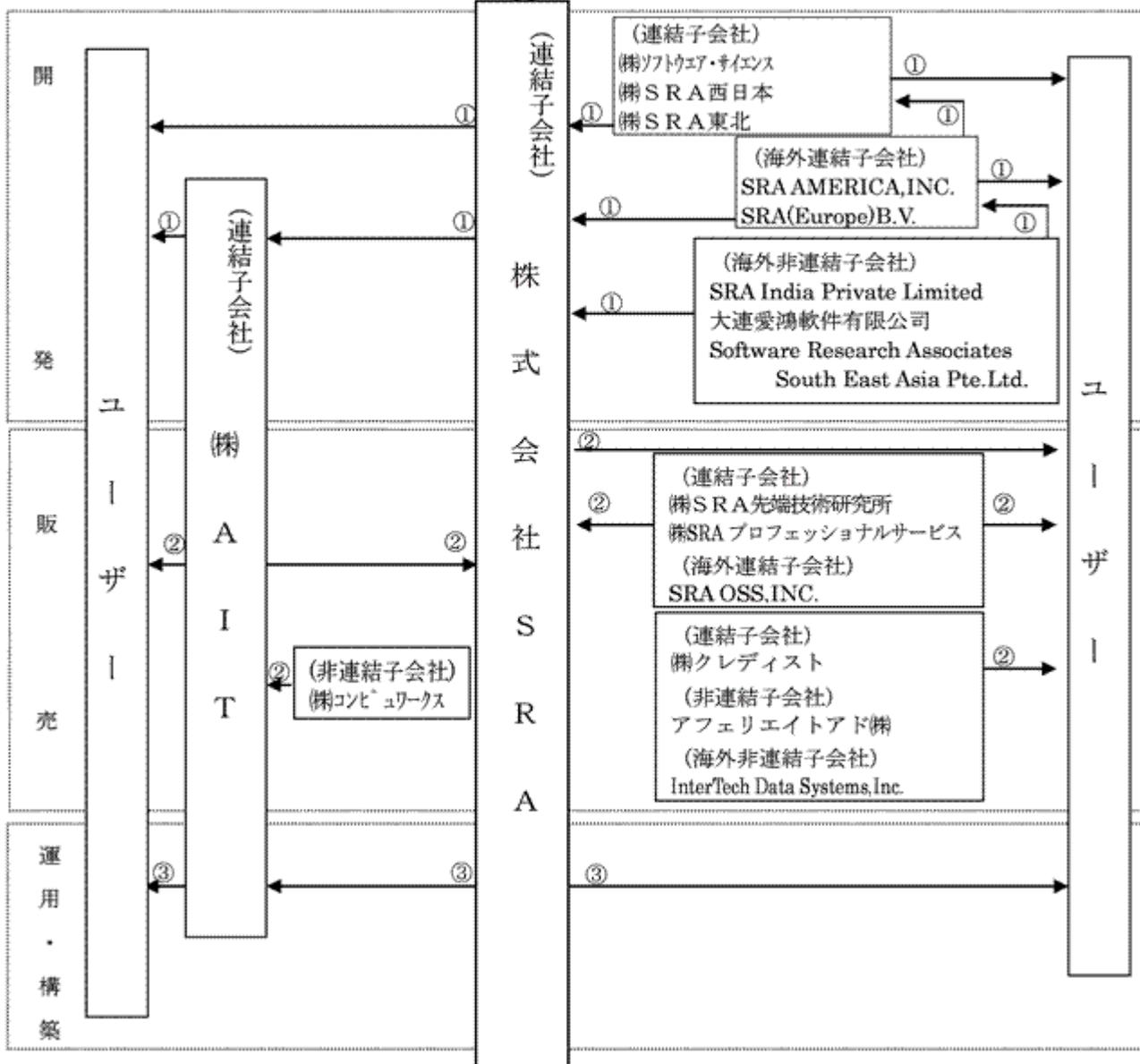
	事業区分	事業内容	当社及び関係会社
株式会社 S R A ホールディングス	開発事業	メインフレーム系大規模システムでの要求定義から開発・保守にいたる一貫したシステム開発 オープン系システムのシステム企画、開発、導入までのシステムインテグレーション ツールやプロダクトを活かしビジネスツールとして提供するソリューションビジネス オープンソース・ソフトウェアによるシステムの技術サポートを行うオープンソースビジネス	(株)S R A (株)ソフトウェア・サイエンス SRA AMERICA, INC. (株)S R A 西日本 (株)S R A 東北 SRA(Europe)B.V. (株)A I T Software Research Associates South East Asia Pte.Ltd. SRA India Private Limited 大連愛鴻軟件有限公司
	運用・構築事業	コンピュータシステム及びネットワークシステムの運用管理 データ管理、設備管理を含むオペレーション全般 ネットワークシステムの構築 アウトソーシングサービス	(株)S R A (株)A I T
	販売事業	ライセンスを含めたパッケージソフト販売 インテグレーションサービスにおけるサーバーを中心とするシステム機器の販売 I T 導入に関するコンサルティング・サービス	(株)S R A (株)A I T (株)S R A 先端技術研究所 (株)S R A プロフェッショナルサービス SRA OSS, INC. アフリエイトアド(株) (株)クレディスト InterTech Data Systems, Inc. (株)コンピュワークス

以上述べた事項を事業系統図によって示すと概ね次のとおりであります。

[ 事業系統図 ]

(株)S R Aホールディングス

経営全般における  
指導・管理



(注) 関係会社との取引は次のとおりです。

①開発 ②販売 ③運用・構築

4【関係会社の状況】

平成21年3月31日現在

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
					役員の兼任
(株)S R A	東京都豊島区	2,640	開発 運用・構築 販売	100	経営指導・ 管理 8名
(株)ソフトウェア・サイエ ンス	東京都豊島区	150	開発	100 (100)	1名
SRA AMERICA, INC.	米国ニューヨーク州	1,000千米ドル	開発	100 (100)	2名
(株)S R A西日本	福岡県福岡市中央区	65	開発	100 (100)	-名
(株)S R A東北	宮城県仙台市青葉区	55	開発	100 (100)	1名
(株)S R A先端技術研究所	東京都新宿区	96	販売	100 (100)	1名
(株)S R Aプロフェッショ ナルサービス	東京都豊島区	20	販売	100 (100)	1名
SRA OSS, INC.	米国カリフォルニア州	1,000千米ドル	販売	100 (100)	1名
SRA (Europe) B.V.	オランダアムステル フェーン市	408千ユーロ	開発	100 (100)	1名
(株)A I T	東京都江東区	400	開発 運用・構築 販売	100 (100)	4名
(株)クレディスト	神奈川県横浜市港北区	200	販売	70 (70)	1名

- (注) 1. 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。  
 2. 議決権の所有割合の( )内は、間接所有割合で内数であります。  
 3. (株)S R A、(株)ソフトウェア・サイエンス、SRA AMERICA, INC.、SRA OSS, INC.、(株)A I T及び  
 (株)クレディストは特定子会社に該当しております。  
 4. (株)S R A及び(株)A I Tについては、売上高(連結会社間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める  
 割合が100分の10を超えております。

	主要な損益情報等				
	売上高(百万円)	経常利益(百万円)	当期純利益(百万円)	純資産額(百万円)	総資産額(百万円)
(株)S R A	23,093	2,810	1,658	11,309	19,713
(株)A I T	11,355	762	434	1,609	4,403

## 5【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成21年3月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(人)
開発事業	1,124
運用・構築事業	339
販売事業	240
全社(共通)	18
合計	1,721

(注) 1. 従業員数は、就業人員で記載しております。

2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない提出会社の管理部門に所属しているものであります。

### (2) 提出会社の状況

平成21年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
18	48.7	2.0	9,702

(注) 1. 従業員数は、就業人員で記載しております。

2. 平均勤続年数は(株)S R Aホールディングスへ出向してからの年数を記載しております。

### (3) 労働組合の状況

当社グループに労働組合は結成されておりませんが、中核事業会社である(株)S R Aにおいて、管理職を除く従業員で構成される「従業員協議会」が組織され、執行委員会、代表委員会が設けられており、給与改訂、賞与支給、職場環境問題等について話し合いによる解決を図っております。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1)業績

当連結会計年度のわが国経済は、世界的な金融危機を契機とした世界同時不況を背景に、株式市場の低迷、円高による輸出の減少、企業収益の悪化に伴う設備投資の減少等から、景気は急速に悪化しました。

情報サービス業界におきましては、特に第3四半期から顧客のIT投資は先送り、規模縮小、凍結等が相次ぎ、当社グループを取り巻く環境は急速に厳しさが増しました。

このような状況のもと、当社グループは当連結会計年度の業績目標達成に向けて、受注・売上の確保と収益性向上に努めるとともに、利益を底上げするための緊急施策として、販管費等の経費削減にも注力いたしました。

また、厳しい経営環境を好機と捉え、事業基盤のさらなる強化と将来の成長に向けて、『原価管理体制の確立による粗利益率の向上』、『確固たる顧客基盤に基づく安定的な受注体制の確立』、『コスト構造の抜本的見直し』という構造改革に、グループ一丸となって取り組んでまいりました。

#### 構造改革の概要

原価管理体制の確立による粗利益率の向上

- ・社員一人当たりの生産性向上  
ツール活用による自動化/半自動化、部品化・サンプルコードによる再利用等による生産性向上
- ・オフショア開発（インド、中国）の推進
- ・国内ビジネスパートナーの管理徹底による発注単価の低減、発注条件の見直し等

確固たる顧客基盤に基づく安定的な受注体制の確立

（株式会社S R A）

- ・産業系：産業営業統括本部を創設し、受注・売上拡大と顧客基盤の拡充・関係強化を推進
- ・金融系：事業環境変化への対応体制（既存顧客との関係強化と周辺顧客〔子会社等〕開拓）へのシフト
- ・運用・構築系：運用ビジネスにおける事業安定化と構築ビジネスにおける収益性向上

コスト構造の抜本的見直し

- ・売上原価と販管費を固定費・変動費に区分し、従来の延長線上にない抜本的削減策を立案・実施

さらに、中期経営計画の重点課題である『海外ビジネスの収益機会拡大』の一環として、2月には、株式会社S Jホールディングスと業務・資本提携契約を締結いたしました。この業務提携は、両社のグループ会社が保有する人材、技術・ノウハウ及び商品等の経営資源を相互利用することで補完しながら、両社の収益力を強化するとともに、有望な中国市場に効率よく進出することで新たな企業価値を創造するものであります。

また、資本提携は、業務面での協力関係をより実効性のあるものとするために同社の株式の一部を保有するものであります。

以上のような施策を推進しましたが、当連結会計年度の業績は、下表のとおり昨年11月に公表した業績予想の修正値を上回ったものの、前連結会計年度に比べて減収減益の業績となりました。

なお、当連結会計年度の業績は、平成19年3月期までの業績を上回っており、当社グループの成長性と収益性向上は持続しているものと認識しております。

売上高は、41,777百万円（前連結会計年度比7.3%減）となりました。これは、中核事業会社の株式会社S R Aにおいて、顧客のIT投資抑制の影響で販売事業が大幅に低下し、開発事業も金融分野を中心に減少したことに加え、主力子会社の株式会社A I Tにおいても、金融機関向け機器販売の大型案件が減少したことによるものであります。

損益面におきましては、売上減に伴う粗利益の減少により営業利益は3,820百万円（前連結会計年度比6.9%減）、経常利益は3,894百万円（前連結会計年度比6.9%減）となりました。

売上高に対する営業利益率（9.1%）及び経常利益率（9.3%）は、事業環境の厳しい状況のなか、前連結会計年度の数値を維持しております。

粗利益率につきましては、株式会社S R Aにおいて国内ビジネスパートナーのマネジメント強化等の利益向上策により、また、株式会社A I Tにおいては、利益率の高い事業のウェイトが増加したことにより向上いたしました。

当期純利益につきましては、投資有価証券評価損等の計上により2,041百万円（前連結会計年度比8.2%減）となりました。

連結業績の推移 (単位: 百万円)

	平成17年 3月期	平成18年 3月期	平成19年 3月期	平成20年 3月期	平成21年3月期	
					直近業績公表値 平成20年 11月6日公表	実績
売上高	34,259	34,145	36,765	45,058	41,500	41,777
営業利益	1,659	1,719	2,848	4,102	3,500	3,820
経常利益	1,626	1,762	2,923	4,181	3,500	3,894
当期純利益	1,056	933	2,015	2,224	1,850	2,041

(注)平成18年3月期以前は株式会社S R Aの連結数値を記載しております。

当連結会計年度の事業別の営業の状況は次のとおりであります。

開発事業

開発事業におきましては、当事業を取り巻く事業環境は大変厳しく、証券業をはじめとする金融分野及び製造業向けの受注が減少した結果、当事業の売上高は22,837百万円（前連結会計年度比5.6%減）となりました。

運用・構築事業

運用・構築事業におきましては、学校関連の受注は横ばいだったものの、企業向けの受注が増加いたしました。

また、運用ビジネスが堅調に推移したことに加え、利益率の高いネットワーク構築ビジネスに注力した結果、当事業の売上高は5,078百万円（前連結会計年度比8.9%増）となりました。

販売事業

販売事業におきましては、株式会社S R Aが低調だったことに加え、株式会社A I Tにおいて、金融機関向け機器販売の大型案件が減少したことにより、当事業の売上高は13,861百万円（前連結会計年度比14.4%減）となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ487百万円増加し、11,753百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により資金は、2,194百万円増加いたしました。

これは、主に税金等調整前当期純利益3,784百万円、売上債権の減少1,245百万円、たな卸資産の減少609百万円等のプラス要因と、法人税等の支払2,718百万円、仕入債務の減少740百万円等のマイナス要因によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により資金は、852百万円減少いたしました。

これは、主に投資有価証券の取得588百万円、有形固定資産及び無形固定資産の取得232百万円等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により資金は、772百万円減少いたしました。

これは、主に配当金の支払553百万円、短期借入金の純減額196百万円等によるものであります。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

### 事業区分名称の変更

従来、事業区分を「システム開発事業」、「ネットワーク・システムサービス事業」及び「コンサル・サービス事業」と表示しておりましたが、当連結会計年度より、それぞれ「開発事業」、「運用・構築事業」及び「販売事業」と名称を変更いたしました。この変更により事業の種類別セグメントに与える影響はありません。

#### (1) 生産実績

当連結会計年度の生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	前年同期比(%)
開発事業(百万円)	22,878	94.6
運用・構築事業(百万円)	5,065	108.5
合計(百万円)	27,943	96.8

- (注) 1. 金額は販売価格によっております。  
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
3. セグメント間の取引については相殺処理しております。

#### (2) 仕入実績

当連結会計年度の仕入実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	前年同期比(%)
販売事業(百万円)	7,824	68.6
合計(百万円)	7,824	68.6

- (注) 1. 金額は仕入価格によっております。  
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
3. セグメント間の取引については相殺処理しております。

#### (3) 受注状況

当連結会計年度の受注状況を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	受注高 (百万円)	前年同期比 (%)	受注残高 (百万円)	前年同期比 (%)
開発事業	21,138	84.9	3,434	66.9
運用・構築事業	5,069	104.3	1,787	99.5
販売事業	13,566	77.9	2,622	89.9
合計	39,773	84.3	7,845	79.7

- (注) 1. 金額は販売価格によっております。  
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
3. セグメント間の取引については相殺処理しております。

(4) 販売実績

当連結会計年度の販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	前年同期比(%)
開発事業(百万円)	22,837	94.4
運用・構築事業(百万円)	5,078	108.9
販売事業(百万円)	13,861	85.6
合計(百万円)	41,777	92.7

- (注) 1. 金額は販売価格によっております。  
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
3. セグメント間の取引については相殺処理しております。

### 3【対処すべき課題】

#### (1) 現状の認識について

当社グループを取り巻く足元の経営環境は、世界同時不況を背景に景気が急速に悪化し、顧客のIT投資は先送り、規模縮小、凍結等が相次いで急速に厳しさが増しました。この回復時期は現時点では不透明であります。

しかしながら、中長期的な経営環境につきましては、戦略的IT投資は、トレンドとして拡大基調にあると思われれますが、一方で受注競争のさらなる激化、システム開発会社の一次請けと二次・三次請けへの分化、技術の複雑化等により、業界では勝ち組と負け組の二極化傾向が顕著になり、生き残りをかけた厳しい企業間競争が継続するものと認識しております。

このような状況下において、当社グループは、IT業界における存在感を一層高め、企業価値をさらに向上して株主各位の期待に応えてまいります。

#### (2) 当面の対処すべき課題の内容

当社グループは、会社の総合的な収益力を示す代表的な指標である売上高経常利益率を目標として採用しており、「売上高経常利益率10%以上」の早期達成と持続的維持を中長期的な目標値として設定しております。

なお、平成21年3月期は事業環境の厳しい中、売上高経常利益率は9.3%となりました。

また、従来から引き続いて株主資本の効率的運用の指標である株主資本利益率（ROE）も目標として採用し、「連結ROE2桁の確保・維持」を目標値として設定しております。

なお、この3年間の業績トレンドを持続し、さらに発展させるべく平成21年3月期から平成24年3月期の3ヶ年間の中期経営計画を策定いたしました。

新中期経営計画では、当社グループは、特定のベンダー、メーカーに偏ることなく、中立な立場で真に最適な選択肢を提供する独立系企業として、ポジションを確立することをめざし、そのための継続的發展に向けた事業戦略・事業体制を強化するとともに、将来を見据えたグループ事業力進化の布石を打つこととしております。

#### (3) 対処方針と取り組み状況

当社グループは、案件情報の管理精度を一層向上させ、受注確度の高い案件を確実に受注する体制を構築するとともに、不採算リスクのある案件は受注しないという選別受注を実施してまいります。また、受注した案件については、プロジェクトの適切な運営管理により、品質の確保、納期の遵守は勿論のこと、生産性向上等により収益性向上に努めてまいります。

さらに、将来、事業環境が好転したときに業績を飛躍的に向上させるため、前連結会計年度から取り組んでいる『原価管理体制の確立による粗利益率の向上』、『確固たる顧客基盤に基づく安定的な受注体制の確立』、『コスト構造の抜本的見直し』の構造改革を継続して推進してまいります。

また、株式会社S Jホールディングスとの業務提携につきましては、中国オフショアの発注拡大と、中国における文教・電力等のビジネスモデルの構築に取り組んでまいります。

#### 4【事業等のリスク】

当社がグループ統括会社として想定するリスクは、次のとおりであります。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

##### グループ各社の業績変動リスクについて

グループ各社の諸要因に基づく業績の急激な変動が、当社の業績に影響を与える可能性があります。

##### 顧客情報の秘密保持について

当社グループでは、個人情報を取り扱う機会の多い情報処理サービス企業であることを自覚し、個人情報保護の重要性を十分に認識して、社内の管理体制を確立するとともに、当社グループ社員及びビジネスパートナーへの教育を行い、個人情報の保護に努めております。しかしながら、万が一、情報漏洩が発生した場合には取引先の信用失墜のみならず、損害賠償を受ける可能性もあり業績に影響を与える可能性があります。

なお、当社は、上記以外にも主要な子会社である株式会社S R Aにおける事業等のリスクを包括的に抱えることとなります。

##### <株式会社S R A>

株式会社S R Aとその子会社群で構成されたグループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性のある主なリスクについては、以下のとおりであります。

##### 生産量拡大時のビジネスパートナーの確保について

当社グループは開発事業及び運用・構築事業において、事業拡大に伴う社内技術者不足の計画的補充、自社の保有していない技術の補完ならびに生産ピーク時等の生産量変動に対する機動的対応を目的に、社内技術者の他にビジネスパートナーを活用しております。

また、生産原価の低減策のひとつとしてもビジネスパートナーを活用しております。

しかしながら、当社グループの必要とするスキルを持ったビジネスパートナーの確保が十分にできない場合には、業績に影響が出る可能性があります。

なお、当社グループの当連結会計年度末の製造原価に占める外注費の割合は53.4%であります。

##### 開発事業におけるプロジェクトの採算について

当社グループの主要事業である開発事業においては、システムを一括して請け負い、顧客に対する完成責任を負う一括請負契約を締結する場合があります。一つのプロジェクトで受注から完成・引渡しまでが1年超となる案件もあります。このため受注時には一定の利益が期待されるプロジェクトであっても、開発作業開始後の顧客からの仕様変更要求、当初の見積りを越えた作業工程の発生などにより採算が悪化することがあります。また、売上確定後に瑕疵保証等の追加費用発生により最終的に不採算となることもあります。

当社グループでは、このような不採算プロジェクトの発生を抑制すべく、受注時におけるリスク要因のレビュー、見積り精度の向上に努めるとともに、組織的にプロジェクト管理体制を強化しておりますが、多額の不採算プロジェクトが発生した場合には、業績に影響を与える可能性があります。

##### 顧客情報の秘密保持について

当社グループでは、個人情報を取り扱う機会の多い情報処理サービス企業であることを自覚し、個人情報保護の重要性を十分に認識して、社内の管理体制を確立するとともに、プライバシーマークの認定企業として、当社グループ社員及びビジネスパートナーへの教育を行い、個人情報の保護に努めております。しかしながら、万が一、情報漏洩が発生した場合には取引先の信用失墜のみならず、損害賠償を受ける可能性もあり、業績に影響を与える可能性があります。

## 5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

## 6【研究開発活動】

当連結会計年度における当社グループの研究開発活動は、従来からの活動を継承し、今後重要になるであろうと思われる「ソフトウェアの開発技術」、「ソフトウェア開発環境とツール」及び「ユーザインタフェースとインタラクションデザイン」についての研究に加え、引き続き、Linux（リナックス）に代表されるオープンソース・ソフトウェアの動向を踏まえながら進めております。

当連結会計年度での研究開発は、当社のグループ会社の1つであります株式会社S R A先端技術研究所が中心に行っており、研究開発費の総額は121百万円（前年同期比26.6%減）であります。

これらは、主に特定のセグメントに区分できない基礎研究であります。

### (1)ソフトウェアの開発技術の研究

ソフトウェア工学的なアプローチとして当社グループが取り組んだテーマといたしましては、設計・開発技法としてのオブジェクト指向技術、開発プロセス及び分散型システムの保守支援技術に関するものであります。

オブジェクト指向技術につきましては、実用に向けての適用方式や、分析・設計手法の研究を行っております。

開発プロセスに関しましては、すでにネットワーク構築と運用管理作業についてISO9001の認証を取得しており、ソフトウェア開発作業についてもCMMレベル3のアセッサ判定達成の実績があります。一方、これらのプロセスのモデルや標準は、ISO/IECにおいて改定の検討が続いております。例えばISO9001は2008年に改定され、ソフトウェアプロセスアセスメントはソフトウェア・プロセス評価（SPA）の標準である

ISO/IEC15504が2006年に制定され、さらにITSM（ITサービスマネジメント）への適用も審議中であります。

当社はこの分野のエキスパートとして担当委員会での審議や原案作成などに参加し、具体化提案などで規格作成や改訂に関与することで、ソフトウェア技術の普及と標準化に積極的に貢献しております。貢献分野としては、ISO9001のソフトウェア及びシステム分野への適用規格、ソフトウェアプロダクトラインなどのツール規格、VSE（Very Small Enterprise: 小組織）向けプロセス規格、CMMを包含するソフトウェアプロセスアセスメント標準フレームワーク規格、保守プロセスJIS規格原案作成などがあります。今後はこれら標準フレームワーク（枠組）のセミナーやコンサルティングなどを通しての一般への普及やグループ全体への適用の拡大を目指しております。

上記のようなソフトウェア工学上のいくつかの開発技法を活用し、組込み系ソフトウェア分野で最近注目されているものにPLSE（Product Line Software Engineering）があります。PLSEは、ドメイン分析・オブジェクト指向・ソフトウェア再利用技術を用いておりますが、ソフトウェア製品のみならずハードウェア製品構成を分析し、次期製品開発に有用な部品を見つけ出す際に有用な技法です。当社グループでは、PLSEの国内普及に向けての活動を進めております。

### (2)ソフトウェアの開発環境とツールの研究

ソフトウェア開発環境に関しましては、十数年来オープンソース・ソフトウェアとして公開を続けている「じゅん」（三次元グラフィックス及びマルチメディアを扱うためのフレームワークとなる汎用クラスライブラリ）の機能拡張と保守を継続し、世界に向けて発信するとともに、様々な研究活動におけるソフトウェア開発等に活用しております。特にそのJava実装である「じゅん for Java」におきましては、昨今のJavaにおけるモジュール化の潮流を鑑み、ライブラリの提供する多様な機能を適切な粒度のモジュール群として整理する検討と実装を行っております。

また、これまでに行ってきた研究プロジェクトの成果を元に、情報推薦を行うシステムの開発に適用可能なフレームワークの研究と実装を行っております。情報推薦の技術は電子商取引サイトなどにおいて活用されており、実開発プロジェクトにおける情報推薦技術の簡便な適用を目的とした、汎用性の高い技術の構築を目指しております。同様の研究プロジェクトの成果として、動画等のマルチメディアに対してアノテーションを付与するアプリケーション構築のためのフレームワークの研究と実装を行っております。アノテーションをキーとする検索はもちろぬ、動画再生時にアノテーションをトリガとするイベントを発生させることで、インタラクティブな動画再生環境の構築を可能にします。こちらはメディア検索やeラーニング分野での教材作成などへの応用が期待されます。

### (3)ユーザインタフェースとインタラクションデザイン

HCI(Human-Computer Interaction)研究分野におきましては、ソフトウェアの操作性と品質の向上に関する研究を進めています。心地良いユーザ体験の実現を目指し、人とシステムとの対話をデザインする「インタラクションデザイン」を実践するために必要となる、デザインの原則とプロセスについての研究を行っております。ビデオインタフェースや手描きインタフェースなど、マルチメディアを利用した高度な対話性を持つシステムを構築するためのソフトウェアコンポーネントの開発を、オープンソースライブラリ「じゅん

for Java」をベースとして、東京大学先端科学技術研究センターと協力しながら進めています。操作感が重要となるソフトウェアや高度なインタラクティブ性が要求されるシステムを開発する際のユーザインタフェース構築ガイドラインも作成いたしました。また、コンピュータ利用者にeye-trace（視線追従）、motion capture（動態計測）、stress-sensor（皮膚抵抗）と呼ばれる計測機器を取り付け、これから計測される動画と音声の3次元データの収集と編集、コンピュータ上での復元によりユーザインタフェースの分析・評価を行うツールや環境の研究を行っております。これらの作業においてもクラスライブラリ「じゅん」を利用しております。

インターネットが急速に普及した現在ならびに今後のシステム開発や保守作業を考えると、今後はますますインターネットを活用した作業形態が想定されます。このような作業形態では、ノウハウ取得支援のみならず、有識者間の交流すなわちノウフー（know who）を支援するツールや環境が必要となります。当社グループでは、ソーシャルネットワークシステム(SNS)などに代表される社会的要因を考慮したソシオテクニカルな知識共有の枠組みを、ソフトウェア開発プロジェクト内でのコミュニケーション支援、プロセス改善活動知識の外在化と共有化支援といった実務レベルに適用する研究を継続しております。また、活動の成果を国内外の学会や講演会において発表し、ソシオテクニカルなソフトウェア開発環境のアプローチとして、協調ソフトウェア工学(Collaborative Software Engineering)分野を牽引する役割を果たしております。

#### (4) オープンソース・ソフトウェア

オープンソース・ソフトウェアに関しましては、以前よりWebアプリケーション・システムの開発環境をGNU/Linux、PostgreSQLを含むオープンソース・ツールキット群によって構築するための情報収集と整備を行っておりますが、社内開発における生産性と品質の向上のみならず、海外拠点、国内地方拠点との連携開発への適用を進めてきており、併せて、一般情報開示も行っております。

SOA（Service Oriented Architecture：サービス指向アーキテクチャ）に関しましては、国内での採用事例も増えてまいりましたが、当社グループではオープンソース・ソフトウェアを組み合わせたSOAの実行開発基盤ASIMA（Application and Service Integrating Middleware Assembly）を2006年に無償公開し、その後も継続して機能の拡張と改良を重ねております。2008年度にはバージョン3.0を公開いたしました。

また、オープンソース・ソフトウェアのデータベースであるPostgreSQLについても、引き続き数々の高度な開発を行っております。最近では、データベース言語SQLを改良し、再帰処理を実現する「再帰SQL」を開発いたしました。これにはデータベースエンジンのあらゆる部分の改良が必要になりますが、PostgreSQL開発の長年の経験を活かして、困難な課題を達成しました。再帰SQLにより、産業分野で利用されている「部品データベース」など、今まで高価な商用ソリューションしかなかった分野への応用が期待されます。

オープンソース・ソフトウェアのアプリケーション分野では、使いやすいユーザインタフェースと軽快な動作により、世界中で利用されているメールソフトウェアであるSylpheedは当社グループ社員が中心となって開発しています。開発の中で培われた技術は、メール処理エンジンやテキスト処理技術、メール専用の高速全文検索など様々な用途に応用されております。

これらはいずれも、ソフトウェアの開発作業で有益となる技術・環境・ツールを目指して進めているものです。実務レベルへの適用を随時行いつつ、国内外の大学や研究機関との連携を通して最新の技術動向を取り入れながら、研究成果を継続的に構築していく実用型の研究です。これらの研究の成果の一部は、コンサルテーションや他機関との協同研究開発作業等にも活かされております。

## 7【財政状態及び経営成績の分析】

### (1) 当連結会計年度の経営成績の分析

当連結会計年度のわが国経済は、世界的な金融危機を契機とした世界同時不況を背景に、株式市場の低迷、円高による輸出の減少、企業収益の悪化に伴う設備投資の減少等から、景気は急速に悪化しました。

情報サービス業界におきましては、特に第3四半期から顧客のIT投資は先送り、規模縮小、凍結等が相次ぎ、当社グループを取り巻く環境は急速に厳しさが増しました。

このような状況のもと、当社グループは、当連結会計年度の業績目標達成に向けて、受注・売上の確保と収益性向上に努めるとともに、利益を底上げするための緊急施策として、販管費等の経費削減にも注力いたしました。

さらに、中期経営計画の重点課題である『海外ビジネスの収益機会拡大』の一環として、2月には、株式会社S Jホールディングスと業務・資本提携契約を締結し、業務面での協力関係をより実効性のあるものとするために同社の株式の一部を保有いたしました。この業務提携は、両社のグループ会社が保有する人材、技術・ノウハウおよび商品等の経営資源を相互利用することで補完しながら、両社の収益力を強化するとともに、有望な中国市場に効率よく進出することで新たな企業価値を創造するものであります。

上記のような施策を推進したことにより当連結会計年度の業績は、昨年11月に公表した業績予想の修正値を上回ることができました。

売上高は、41,777百万円（前連結会計年度比7.3%減）となりました。これは、中核事業会社の株式会社S R Aにおいて、顧客のIT投資抑制の影響で販売事業が大幅に低下し、開発事業も金融分野を中心に減少したことに加え、主力子会社の株式会社A I Tにおいても、金融機関向け機器販売の大型案件が減少したことによるものであります。

損益面におきましては、売上減に伴う粗利益の減少により営業利益は3,820百万円（前連結会計年度比6.9%減）、経常利益は3,894百万円（前連結会計年度比6.9%減）となりました。売上高に対する営業利益率（9.1%）及び経常利益率（9.3%）は、前連結会計年度の数値を維持しております。

当期純利益につきましては、投資有価証券評価損等の計上により2,041百万円（前連結会計年度比8.2%減）となりました。

以上のとおり、当連結会計年度の業績は前連結会計年度に比べて減収減益となりましたが、平成19年3月期末までの業績を上回っており、当社グループの成長性と収益性向上は持続しているものと認識しております。

### (2) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの主力事業である開発事業におきましては、システムを一括して請負い、顧客に対する完成責任を負う一括請負契約が一般的であり、作業が長期にわたる案件が多くあります。このような場合、当初の見積もり時には想定出来なかった作業や、作業途中で顧客からの仕様変更要請等による追加的な費用が発生し、最終的に赤字になることもあります。グループ一丸となってプロジェクトの管理体制を強化しておりますが、多額の不採算プロジェクトが発生し、各社業績に急激な変動があった場合は、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

### (3) 当連結会計年度の財政状態の分析

当連結会計年度末の資産は、前連結会計年度末に比べ売上債権の減少及びたな卸資産の減少などにより、1,448百万円減少しました。負債は、仕入債務の減少及び未払法人税等の減少により、前連結会計年度末に比べ2,388百万円減少しました。純資産は、利益剰余金の増加により前連結会計年度末に比べ939百万円増加しました。

### (4) 資本の源泉及び資金の流動性についての分析

当連結会計年度における資金状況は、営業活動により2,194百万円増加いたしました。これは、税金等調整前当期純利益及び売上債権の回収等によるものです。投資活動におきましては、投資有価証券の取得等により852百万円の資金減少となりました。また、財務活動におきましても、配当金の支払等により772百万円の資金減少となりました。

以上により、当連結会計年度末の現金及び現金同等物の残高は11,753百万円となりました。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

該当事項はありません。

#### 2【主要な設備の状況】

主要な設備はありません。

#### 3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	60,960,000
計	60,960,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成21年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成21年6月25日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	15,240,000	同左	東京証券取引所市場第一 部	単元株式数 100株
計	15,240,000	同左	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

株式会社S R Aホールディングスが、平成18年9月30日の株式会社S R Aとの株式交換契約に基づき、株式会社S R Aの平成17年6月29日開催及び平成18年6月29日開催の定時株主総会決議により発行した新株予約権の新株予約権者に対して割当交付した新株予約権の内容は以下のとおりです。

株式会社S R Aの平成17年6月29日定時株主総会決議（平成17年7月20日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)(注)1	548	548
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2	109,600	109,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3	257,000	同左
新株予約権の行使期間	自平成20年7月1日 至平成22年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,285 資本組入額 643	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4,5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は200株とする。ただし、2. に定める株式の数の調整が行われた場合は、同様の調整を行うものとする。

2. 当社が普通株式の株式分割(株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社との合併後存続する場合、当社が他社と株式交換を行い株式交換完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、当社は目的たる株式の数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「払込金額」という。)に新株予約権1個の目的である株式の数を乗じた金額とする。  
払込金額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所の当社株式普通取引の終値の平均値に1.1を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)とする。  
ただし、当該金額が新株予約権割当日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。  
なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 ×  $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、時価を下回る価額で新株式を発行する場合または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社との合併後存続する場合、当社が他社と株式交換を行い株式交換完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて払込金額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、当社は払込金額を適切に調整することができるものとする。

#### 4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社の平成20年3月期またはそれ以前の決算期における確定した連結損益計算書において、経常利益が38億円以上（以下「行使基準目標値」という。）となった場合に限り、新株予約権を行使できる。ただし、経営環境の急激な変化等が生じた場合、取締役会の決議により行使基準目標値を±30%の範囲内において変更することができる。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、執行役員または従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役の任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
- (3) 新株予約権の相続は認めない。
- (4) その他の条件については、新株予約権に係る株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

#### 5. 譲渡による新株予約権の取得に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

#### 6. 会社の組織再編時の新株予約権交付に関する事項

当社が会社法第236条第1項第8号イないしホに定める行為をする場合、当社の新株予約権者に対し、当該イないしホに定める者（以下「存続会社等」という。）の新株予約権を交付するものとする。

なお、交付される存続会社等の新株予約権の目的たる株式の数及び払込金額は株式の割当比率に応じたものとし、新株予約権のその他の内容も当社の新株予約権と同等とするが、当社はその判断で、適宜これらを変更できるものとする。

ただし、合併、吸収分割及び株式交換については、それぞれ合併契約、吸収分割契約及び株式交換契約の相手方当事者の同意を条件とする。

株式会社S R Aの平成17年6月29日定時株主総会決議（平成17年10月26日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)(注)1	36	36
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2	7,200	7,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3	219,400	同左
新株予約権の行使期間	自平成20年7月1日 至平成22年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,097 資本組入額 549	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4,5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は200株とする。ただし、2. に定める株式の数の調整が行われた場合は、同様の調整を行うものとする。

2. 当社が普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との合併後存続する場合、当社が他社と株式交換を行い株式交換完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、当社は目的たる株式の数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「払込金額」という。）に新株予約権1個の目的である株式の数を乗じた金額とする。  
払込金額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社株式普通取引の終値の平均値に1.1を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。  
ただし、当該金額が新株予約権割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。  
なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社との合併後存続する場合、当社が他社と株式交換を行い株式交換完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて払込金額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、当社は払込金額を適切に調整することができるものとする。

#### 4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社の平成20年3月期またはそれ以前の決算期における確定した連結損益計算書において、経常利益が38億円以上（以下「行使基準目標値」という。）となった場合に限り、新株予約権を行使できる。ただし、経営環境の急激な変化等が生じた場合、取締役会の決議により行使基準目標値を±30%の範囲内において変更することができる。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、執行役員または従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役の任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
- (3) 新株予約権の相続は認めない。
- (4) その他の条件については、新株予約権に係る株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

#### 5. 譲渡による新株予約権の取得に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

#### 6. 会社の組織再編時の新株予約権交付に関する事項

当社が会社法第236条第1項第8号イないしホに定める行為をする場合、当社の新株予約権者に対し、当該イないしホに定める者（以下「存続会社等」という。）の新株予約権を交付するものとする。

なお、交付される存続会社等の新株予約権の目的たる株式の数及び払込金額は株式の割当比率に応じたものとし、新株予約権のその他の内容も当社の新株予約権と同等とするが、当社はその判断で、適宜これらを変更できるものとする。

ただし、合併、吸収分割及び株式交換については、それぞれ合併契約、吸収分割契約及び株式交換契約の相手方当事者の同意を条件とする。

株式会社S R Aの平成18年6月29日定時株主総会決議（平成18年8月4日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)(注)1	426	426
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2	85,200	85,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3	376,400	同左
新株予約権の行使期間	自平成20年7月1日 至平成22年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,882 資本組入額 941	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4,5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は200株とする。ただし、2. に定める株式の数の調整が行われた場合は、同様の調整を行うものとする。

2. 当社が普通株式の株式分割(株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併後存続する場合、当社が他社と株式交換を行い株式交換完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて目的たる株式の数の調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、当社は目的たる株式の数の調整をすることができるものとする。

3. 新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「払込金額」という。)に新株予約権1個の目的である株式の数を乗じた金額とする。払込金額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所の当社株式普通取引の終値の平均値に1.1を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)とする。

ただし、当該金額が新株予約権割当日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行する場合または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く)は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合は、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割または吸収分割を行う場合、当社は払込金額を調整することができる。

#### 4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社の平成20年3月期またはそれ以前の決算期における確定した連結損益計算書において、経常利益が38億円以上（以下「行使基準目標値」という。）となった場合に限り、新株予約権を行使できる。ただし、経営環境の急激な変化等が生じた場合、取締役会の決議により行使基準目標値を±30%の範囲内において変更することができる。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、執行役員または従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役の任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
- (3) 新株予約権の相続は認めない。
- (4) その他の条件については、新株予約権に係る株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

#### 5. 譲渡による新株予約権の取得に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

#### 6. 会社の組織再編時の新株予約権交付に関する事項

当社が会社法第236条第1項第8号イないしホに定める行為をする場合、当社の新株予約権者に対し、当該イないしホに定める者（以下「存続会社等」という。）の新株予約権を交付するものとする。

なお、交付される存続会社等の新株予約権の目的たる株式の数及び払込金額は株式の割当比率に応じたものとし、新株予約権のその他の内容も当社の新株予約権と同等とするが、当社はその判断で、適宜これらを変更できるものとする。

ただし、合併、吸収分割及び株式交換については、それぞれ合併契約、吸収分割契約及び株式交換契約の相手方当事者の同意を条件とする。

株式会社S R Aホールディングスの平成19年6月26日定時株主総会決議（平成19年8月9日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)(注)1	455	455
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2	91,000	91,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3	393,200	同左
新株予約権の行使期間	自平成21年7月1日 至平成23年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,966 資本組入額 983	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4,5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は200株とする。ただし、2. に定める株式の数の調整が行われた場合は、同様の調整を行うものとする。

2. 当社が普通株式の株式分割(株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併後存続する場合、当社が他社と株式交換を行い株式交換完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて目的たる株式の数の調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、当社は目的たる株式の数の調整をすることができるものとする。

3. 新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「払込金額」という。)に新株予約権1個の目的である株式の数を乗じた金額とする。払込金額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所の当社株式普通取引の終値の平均値に1.1を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)とする。

ただし、当該金額が新株予約権割当日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行する場合または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合は、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、当社は払込金額を調整することができる。

#### 4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社の平成20年3月期の決算期における確定した連結損益計算書において、経常利益が38億円以上(以下「行使基準目標値」という。)となった場合に限り、新株予約権を行使できる。ただし、経営環境の急激な変化等が生じた場合、取締役会の決議により行使基準目標値を±30%の範囲内において変更することができる。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、執行役員または従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役の任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
- (3) 新株予約権の相続は認めない。

(4) その他の条件については、新株予約権に係る株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

5. 譲渡による新株予約権の取得に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

6. 会社の組織再編時の新株予約権交付に関する事項

当社が会社法第236条第1項第8号イないしホに定める行為をする場合、当社の新株予約権者に対し、当該イないしホに定める者（以下「存続会社等」という。）の新株予約権を交付するものとする。

なお、交付される存続会社等の新株予約権の目的たる株式の数及び払込金額は株式の割当比率に応じたものとし、新株予約権のその他の内容も当社の新株予約権と同等とするが、当社はその判断で、適宜これらを変更できるものとする。

ただし、合併、吸収分割及び株式交換については、それぞれ合併契約、吸収分割契約及び株式交換契約の相手方当事者の同意を条件とする。

## 株式会社S R Aホールディングスの平成20年6月26日定時株主総会決議（平成20年8月14日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)(注)1	529	529
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2	105,800	105,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3	324,400	同左
新株予約権の行使期間	自平成23年7月1日 至平成25年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,622 資本組入額 811	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4,5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は200株とする。ただし、2. に定める株式の数の調整が行われた場合は、同様の調整を行うものとする。

2. 当社が普通株式の株式分割(株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と合併後存続する場合、当社が他社と株式交換を行い株式交換完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて目的たる株式の数の調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、当社は目的たる株式の数の調整をすることができるものとする。

3. 新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「払込金額」という。)に新株予約権1個の目的である株式の数を乗じた金額とする。払込金額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所の当社株式普通取引の終値の平均値に1.1を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)とする。ただし、当該金額が新株予約権割当日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行する場合または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合は、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、当社は払込金額を調整することができる。

#### 4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社の平成23年3月期またはそれ以前の決算期における確定した連結損益計算書において、経常利益が65億円以上（以下「行使基準目標値」という。）となった場合に限り、新株予約権を行使できる。ただし、経営環境の急激な変化等が生じた場合、取締役会の決議により行使基準目標値を±30%の範囲内において変更することができる。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社の取締役、従業員または当社子会社の取締役、執行役員または従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役の任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
- (3) 新株予約権の相続は認めない。
- (4) その他の条件については、新株予約権に係る株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

#### 5. 譲渡による新株予約権の取得に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

#### 6. 会社の組織再編時の新株予約権交付に関する事項

当社が会社法第236条第1項第8号イないしホに定める行為をする場合、当社の新株予約権者に対し、当該イないしホに定める者（以下「存続会社等」という。）の新株予約権を交付するものとする。

なお、交付される存続会社等の新株予約権の目的たる株式の数及び払込金額は株式の割当比率に応じたものとし、新株予約権のその他の内容も当社の新株予約権と同等とするが、当社はその判断で、適宜これらを変更できるものとする。

ただし、合併、吸収分割及び株式交換については、それぞれ合併契約、吸収分割契約及び株式交換契約の相手方当事者の同意を条件とする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額(百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成18年5月1日 (注)1	176,100	176,100	176	176		
平成18年6月12日 (注)2	3,131,900	3,308,000		176		
平成18年9月30日 (注)3	11,932,000	15,240,000	823	1,000	6,815	6,815
平成19年8月10日 (注)4		15,240,000		1,000	5,815	1,000

- (注) 1. 会社法施行により、通常の株式会社へ移行いたしました。  
 2. 1株につき176,100分の3,308,000株の割合をもって株式を分割しております。  
 3. 株式会社S R Aとの株式交換に際して11,932,000株を発行しております。  
 4. 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減額し、その他資本剰余金へ振替えております。

(5) 【所有者別状況】

平成21年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株 式の状況 (株)	
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	26	25	30	50	2	3,063	3,196	-
所有株式数 (単元)	-	49,426	1,089	17,571	10,728	47	73,532	152,393	700
所有株式数の 割合(%)	-	32.44	0.71	11.53	7.04	0.03	48.25	100.00	-

- (注) 1. 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が10単元含まれております。  
 2. 「その他の法人」の欄には、株式会社S R Aが保有する相互保有株式が11,901単元含まれております。  
 3. 自己株式210,000株は「個人その他」の欄に2,100単元含まれています。

(6)【大株主の状況】

平成21年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
丸森隆吾	東京都千代田区	2,189	14.36
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	1,311	8.60
株式会社S R A	東京都豊島区南池袋2-32-8	1,190	7.80
S R Aホールディングス社員持 株会	東京都豊島区南池袋2-32-8	572	3.75
第一生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス 信託銀行株式会社)	東京都千代田区有楽町1-13-1 (東京都中央区晴海1-8-12 晴海アイランドトリトンスクエアオ フィスタワーZ棟)	564	3.70
株式会社三菱東京U F J 銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	560	3.67
日本マスタートラスト信託銀行株 式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	510	3.34
日本トラスティ・サービス信託銀 行株式会社(信託口4G)	東京都中央区晴海1-8-11	410	2.69
藤原園美	東京都目黒区	350	2.30
佐藤宏美	東京都渋谷区	350	2.30
計	-	8,009	52.55

(注) 1. 上記株式のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

日本トラスティ・サ - ビス信託銀行株式会社(信託口)	1,311千株
日本トラスティ・サ - ビス信託銀行株式会社(信託口4G)	410千株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	510千株

2. 株式会社S R Aの所有している株式については、会社法施行規則第67条の規定により議決権の行使が制限されております。

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成21年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己株式) 普通株式 210,000 (相互保有株式) 普通株式 1,190,100	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 13,839,200	138,392	同上
単元未満株式	普通株式 700	-	同上
発行済株式総数	15,240,000	-	-
総株主の議決権	-	138,392	-

(注)1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が、1,000株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権10個が含まれております。

2. 「単元未満株式」の中には、相互保有株式が次のとおり含まれております。

相互保有株式 98株

【自己株式等】

平成21年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己株式) 株式会社S R Aホールディングス	東京都豊島区南池袋 2-32-8	210,000	-	210,000	1.37
(相互保有株式) 株式会社S R A	東京都豊島区南池袋 2-32-8	1,190,100	-	1,190,100	7.80
計	-	1,400,100	-	1,400,100	9.18

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を採用しております。当該制度は旧商法及び会社法の規定に基づき、新株予約権を付与する方法によるものであります。

株式会社S R Aホールディングスが、平成18年9月30日の株式会社S R Aとの株式交換契約に基づき、株式会社S R Aの平成17年6月29日開催の定時株主総会決議により発行した新株予約権の新株予約権者に対して割当交付した新株予約権の内容は以下のとおりです。

決議年月日	平成17年6月29日
付与対象者の区分及び人員(名) (注2)	取締役 5名 当社の従業員及び当社の子会社取締役、執行役員、従業員 44名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株) (注1,3)	116,000株 7,200株
新株予約権の行使時の払込額(円) (注1,3)	257,000円 219,400円 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	自 平成20年7月1日 至 平成22年6月30日
新株予約権の行使の条件	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

- (注) 1. 平成18年4月1日付の会社の株式分割に伴い、新株予約権1個につき目的となる株式の数は当初の100株から200株に、新株予約権全部につき目的となる株式の数の上限は当初の100,000株から200,000株に、調整後払込金額は当初の払込金額の2分の1に調整されております。
2. 付与対象者の区分及び人員は、株式会社S R Aホールディングスに承継後を記載しています。
3. 平成17年6月29日開催の定時株主総会后に2回の新株予約権を発行しております。

株式会社S R Aホールディングスが、平成18年9月30日の株式会社S R Aとの株式交換契約に基づき、株式会社S R Aの平成18年6月29日開催の定時株主総会決議により発行した新株予約権の新株予約権者に対して割当交付した新株予約権の内容は以下のとおりです。

決議年月日	平成18年6月29日
付与対象者の区分及び人員(名) (注)	取締役 5名 当社の従業員及び当社の子会社の取締役、執行役員または従業員 56名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	88,600株
新株予約権の行使時の払込金額(円)	376,400円
新株予約権の行使期間	自 平成20年7月1日 至 平成22年6月30日
新株予約権の行使の条件	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

- (注) 「付与対象者の区分及び人員」は、株式会社S R Aホールディングスに承継された新株予約権の「付与対象者の区分及び人員」を記載しています。

会社法に基づき、平成19年6月26日開催の第17回定時株主総会決議に基づき発行した新株予約権の内容は以下のとおりです。

決議年月日	平成19年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役3名、従業員7名及び当社の子会社の取締役、執行役員、従業員52名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	94,800株
新株予約権の行使時の払込金額(円)	393,200円
新株予約権の行使期間	自平成21年7月1日 至平成23年6月30日
新株予約権の行使の条件	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

会社法に基づき、平成20年6月26日開催の第18回定時株主総会決議に基づき発行した新株予約権の内容は以下のとおりです。

決議年月日	平成20年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役3名、従業員5名及び当社子会社の取締役、執行役員、従業員68名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	110,000株
新株予約権の行使時の払込金額(円)	324,400円
新株予約権の行使期間	自平成23年7月1日 至平成25年6月30日
新株予約権の行使の条件	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

会社法に基づき、平成21年6月25日開催の第19回定時株主総会決議に基づき発行した新株予約権の内容は以下のとおりです。

決議年月日	平成21年6月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役、従業員及び当社子会社の取締役、執行役員、従業員
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	200,000株を上限とする。(新株予約権の数は、1,000個) (注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注2)
新株予約権の行使期間	自平成23年7月1日 至平成25年6月30日
新株予約権の行使の条件	(注5)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注3)
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)

(注)1. 当社が普通株式の株式分割(株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と合併後存続する場合、当社が他社と株式交換を行い株式交換完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて目的たる株式の数の調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、当社は目的たる株式の数の調整をすることができるものとする。

2. 新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「払込金額」という。)に新株予約権1個の目的である株式の数を乗じた金額とする。払込金額は、新株予約

権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社株式普通取引の終値の平均値に1.1を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。

ただし、当該金額が新株予約権割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合は、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、当社は払込金額を調整することができる。

3. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
4. 当社が会社法第236条第1項第8号イないしホに定める行為をする場合、当社の新株予約権者に対し、当該イないしホに定める者（以下「存続会社等」という。）の新株予約権を交付するものとする。  
ただし、合併、吸収分割及び株式交換については、それぞれ合併契約、吸収分割契約及び株式交換契約の相手方当事者の同意を条件とする。  
なお、交付される存続会社等の新株予約権の目的たる株式の数及び払込金額は株式の割当比率に応じたものとし、新株予約権のその他の内容も当社の新株予約権と同等とするが、当社はその判断で、適宜これらを変更できるものとする。
5. 1) 新株予約権者は、第21期（平成23年3月期）またはそれ以前の決算期における確定した連結損益計算書において、経常利益が第20期（平成22年3月期）の連結決算を承認する取締役会開催日以前に取締役会が決定する金額（ただし、第19期（平成21年3月期）から第21期（平成23年3月期）を対象年度とする中期経営計画の最終年度の連結経常利益の数値を見直した数値とする。以下「行使基準目標値」という。）以上となった場合に限り、新株予約権を行使できる。ただし、経営環境の急激な変化等が生じた場合、取締役会の決議により行使基準目標値を±30%の範囲内において変更することができる。
- 2) 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社の取締役、従業員または当社子会社の取締役、執行役員または従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役の任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
- 3) 新株予約権の相続は認めない。
- 4) その他の条件については、新株予約権に係る株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

## 2【自己株式の取得等の状況】

### 【株式の種類等】

会社法第163条の規定により読み替えて適用される同法第156条に該当する普通株式の取得

#### (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

#### (2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成20年5月15日)での決議状況 (取得日 平成20年5月23日)	210,000	500,000,000円を上限とする
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	210,000	335,160,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	164,840,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	33.0
当期間における取得自己株式(注)	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	-	33.0

(注)平成20年5月15日開催の取締役会において、会社法第163条の規定に基づく子会社からの自己株式の取得決議をし、株式会社S R Aが保有する当社株式1,400,198株のうち210,000株を、平成20年5月23日に平成20年4月23日から平成20年5月22日までの東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に株式数を乗じた金額で、相対取引にて買い受けております。

#### (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないもの内容】

該当事項はありません。

#### (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	210,000	-	210,000	-

### 3【配当政策】

当社は、収益状況に応じて、株主各位への利益還元を充実させるとともに、業界の急速で革新的な技術進歩に対する開発環境の整備と研究開発、さらには将来の事業展開に備えるため内部留保に努めることを利益配分における基本方針としております。

当社は、連結配当性向20%を目処として利益配分することを目標としております。また、当社は平成18年9月20日開催の株主総会で剰余金の配当を機動的に取締役会決議で行えるよう定款を変更しております。

当期の配当につきましては、連結配当性向20%を目処とする当社の配当方針に基づき、さらに諸般の事情を勘案し、1株当たり普通配当を40円といたします。

また、次期の配当につきましては、「連結配当性向20%を目処とする」という当社の配当方針を基本としておりますが、今年度の業績の落ち込みが一過性であり、経営環境が好転すれば従来の成長路線に戻るとの認識に基づき、下記の理由から、1株につき普通配当40円の維持を予定しております。なお、この配当を実施した場合、配当性向は38.2%となります。

当社は、「連結ROE2桁の維持・確保」を経営目標のひとつとしており、株主資本の効率的運用を重視した経営をめざしております。

そのために、グループの成長性確保に向けた、本業における投資（M&A等の投資案件）について、積極的に取り組む方針であります。

一方、「株主への利益還元」については、株主資本の効率的運用という観点からも常に検討しております。潤沢な手元流動性を保有している現状を鑑み、資産・資本の効率的運用に資するため、「株主への利益還元」の優先度が高いと判断し、次期の配当につきましては、1株につき普通配当40円の維持を予定しております。

なお、株主のみなさまへ配当金を少しでも早くお手元に届けられるよう配当金の支払開始の日を6月11日としております。

自己株式の取得につきましても、株主のみなさまに対する有効な利益還元のひとつと考えており、株価の動向や財務状況等を考慮しながら適切に対応してまいります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額(円)
平成21年5月14日 取締役会決議	601	40.0

### 4【株価の推移】

#### (1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期
決算年月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月
最高(円)	-	-	1,970	1,970	1,800
最低(円)	-	-	1,552	1,250	536

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

なお、平成18年9月30日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

#### (2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成20年10月	11月	12月	平成21年1月	2月	3月
最高(円)	1,062	776	734	700	635	719
最低(円)	540	622	646	536	580	586

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役会長		丸森 隆吾	昭和10年11月12日生	昭和37年4月 沖ビジネスマシン販売株式会社 (合併により現 沖電気工業㈱)入 社 昭和42年11月 株式会社S R A設立取締役 昭和44年10月 同社代表取締役社長 平成15年4月 株式会社S R A代表取締役会長 (現任) 平成18年6月 当社代表取締役会長(現任)	(注2)	2,189
代表取締役社長		鹿島 亨	昭和27年7月28日生	昭和50年4月 日本国有鉄道入社 昭和59年4月 株式会社S R A入社 平成2年7月 SRA AMERICA, INC.代表取締役社長 平成3年6月 SRA (Europe) B.V.代表取締役社長 平成8年6月 株式会社S R A取締役 平成15年4月 同社代表取締役社長(現任) 平成18年4月 同社執行役員社長(現任) 平成18年6月 当社代表取締役社長(現任)	(注2)	15
常務取締役		谷野 寛	昭和24年12月13日生	昭和48年4月 第一生命保険相互会社入社 平成13年1月 同社年金事業部長 平成16年4月 株式会社S R A顧問 平成16年6月 同社取締役 平成17年4月 同社常務取締役、コーポレート本部 長 平成18年4月 同社取締役兼常務執行役員(現 任) 平成18年6月 当社常務取締役(現任) 平成18年10月 当社管理本部長 平成21年6月 株式会社ソフトウエア・サイエン ス代表取締役社長(現任)	(注2)	0
常務取締役		富田 博	昭和25年5月8日生	昭和48年4月 株式会社三菱銀行(現 ㈱三菱東京 U F J銀行)入行 平成13年3月 同行日本橋支社長兼法人第一部長 平成14年6月 ダイヤモンドファクター株式会社 (現 三菱U F Jファクター株式 会社)代表取締役社長 平成16年6月 株式会社S R A取締役 平成17年4月 同社常務取締役、フィナンシャルシ ステムズ&ネットワークサービ スカンパニープレジデント 平成18年4月 同社取締役兼常務執行役員(現 任) 株式会社クレディスト代表取締役 社長 平成18年6月 当社常務取締役(現任) 平成19年1月 Software Research Associates South East Asia Pte.Ltd. 代表取締役社長 平成20年6月 株式会社クレディスト代表取締役 会長(現任)	(注2)	4

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常勤監査役		室伏 仁	昭和23年8月7日生	昭和48年4月 日本国有鉄道入社 平成14年6月 東日本旅客鉄道株式会社 法務部長 平成16年6月 株式会社ジェイアール東日本パ ソナルサービス常務取締役 平成19年6月 株式会社S R A常勤監査役(現 任) 当社常勤監査役(現任)	(注3)	0
常勤監査役		小川 浩	昭和22年9月28日生	昭和45年4月 三菱信託銀行株式会社(現 三菱U F J信託銀行株式会社)入行 平成10年4月 同行 ソウル支店長 平成12年6月 株式会社S R A経理部長 平成17年4月 同社 コーポレート本部財務部長 平成18年9月 当社 管理本部財務部長 平成19年6月 株式会社S R A常勤監査役(現 任) 当社常勤監査役(現任)	(注3)	1
監査役		櫻井 通晴	昭和12年3月4日生	昭和54年4月 専修大学経営学部教授 昭和56年3月 商学博士(早稲田大学) 平成15年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコ モ監査役 平成16年6月 株式会社S R A監査役(現任) 平成18年6月 当社監査役(現任) 平成19年4月 城西国際大学客員教授(現任)	(注4)	3
監査役		竹谷 智行	昭和28年11月2日生	昭和59年4月 弁護士登録 平成3年4月 竹谷法律事務所入所 平成13年6月 株式会社S R A監査役(現任) 平成18年6月 当社監査役(現任)	(注4)	2
計						2,216

(注1) 監査役室伏仁、櫻井通晴及び竹谷智行は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(注2) 平成21年6月25日開催の定時株主総会の終結のときから1年間

(注3) 平成19年6月26日開催の定時株主総会の終結のときから3年間

(注4) 平成18年6月29日開催の定時株主総会の終結のときから4年間

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスについて、経営の透明性、公正性及び効率性を確保して企業価値の持続的向上を実現するための重要課題と位置づけており、当社のステークホルダーとの調和を図ることが、最終的に株主の利益につながるものと考えております。

ステークホルダーとの良好な関係を築くとともに、株主総会、取締役会、監査役会等の機能を一層整備・強化し、コーポレート・ガバナンスの充実に努めていきたいと考えております。

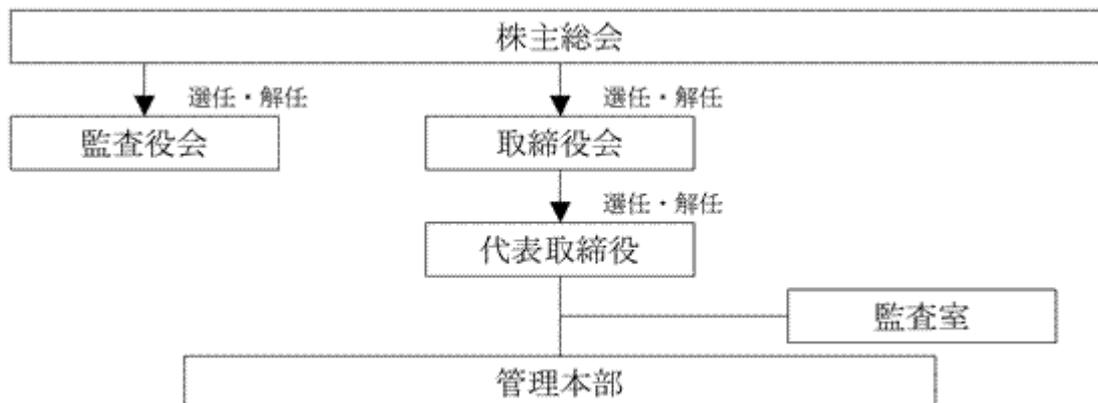
また、株主・投資家の皆様に対しては、迅速かつ適切な情報開示を行い経営の透明性を高めていきたいと考えております。

#### (1) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

会社の機関の内容

- a. 当社は、経営を監視する体制として、監査役による監査と取締役間の職務執行監視を評価しており、監査役制度を採用しております。
- b. 当社は、取締役及び監査役が出席して毎月開催される取締役会において経営の基本方針や法令で定められた事項等経営に関する重要な事項を決定するとともに、業務執行状況の監督を行っております。なお、社外取締役は選任されておられません。
- c. 監査役会につきましては監査役4名のうち3名を社外監査役で構成しております。  
監査役は、取締役会への出席、社内各部門及びグループ各社に対する実査等を通じて業務の執行状況を監視し、監査機能の充実に努めております。なお、当社は監査役会の専属スタッフは設置せず、内部監査部門である監査室(2名)に監査業務の委嘱を認めております。  
監査室の職員は、監査役が委嘱した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役に報告します。監査役より監査業務を委嘱された監査室の職員は、当該事項に関して取締役の指揮命令を受けないこととしております。  
また、監査室は社長直轄の部門であり、社長に直接監査報告を行うことは当然であります。内部統制に関する監査結果については監査役にも報告することにしております。
- d. 当社は、IRの専任部門を設けており、株主や投資家に対するIR活動として、アナリストを対象にした決算説明会を開催するとともに、その資料をホームページで公開し、株主や一般投資家が閲覧できるようにしております。

会社の経営上の意思決定、執行及び監督に関わる経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況  
当社の経営組織及びコーポレート・ガバナンス体制の概要は次のとおりです。



#### 内部統制システムの整備の状況

- a．取締役・使用人の職務の執行が法令、定款に適合することを確保するための体制  
当社は、コンプライアンス全体を統括する組織として、コンプライアンス委員会を設置し、「コンプライアンスマニュアル」を制定して役職員教育を行う一方、内部通報制度を設け、コンプライアンスリスクの早期発見と是正措置を講じる体制をとっております。
- b．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
文書管理規程に基づいて取締役の職務執行に係る情報の記録、保存および管理を行います。  
また、取締役および監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書を閲覧できるものとしております。
- c．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
当社は、取締役および監査役が出席して毎月開催される取締役会において、経営の基本方針や法令で定められた事項等経営に関する重要な事項を決定するとともに、業務執行状況の監督を行っております。  
業務運営については、将来の経営環境、業界動向等を踏まえて当社が中期経営計画および年度経営計画・予算を策定し、グループ各社で業績目標を設定してその達成に向けた施策を立案・実施し、毎月の業績会議で進捗状況をフォローしております。  
なお、スピードの早い経営環境の変化に機動的に対応するため、取締役の任期を1年としております。
- d．企業集団における業務の適正を確保するための体制  
当社は、グループの経営管理を担当するとともに、グループ各社に取締役および監査役を派遣して各社の取締役を監督しております。併せて、当社の監査室がグループ企業の内部監査を実施し、内部統制の充実に努めております。
- e．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項  
当社は、監査役会の専属スタッフは設置せず、内部監査部門である監査室に監査業務の委嘱を認めております。  
また、監査室の職員は、監査役が委嘱した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役に報告します。監査役より監査業務を委嘱された監査室の職員は、当該事項に関して、取締役の指揮命令を受けないこととしております。
- f．取締役と使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する事項及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、法令に従い、その事実を監査役会に報告します。  
また、常勤監査役は、取締役会に出席するとともに、重要な意思決定の過程および業務を把握するため、主要な稟議書その他の重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人に説明を求めることができる。  
監査役は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行う。また、当社の会計監査人から会計監査の内容について説明を受け、情報交換を行うなど連携を図っております。  
監査室は社長直轄の部門であり、社長に直接監査報告を行うことは当然であるが、内部統制に関する監査結果については監査役にも報告することにしております。
- g．反社会的勢力排除に向けた整備状況  
当社グループは、反社会的勢力の排除に向けて「コンプライアンス・マニュアル」に基本的な考え方をまとめ、社員への周知を図っております。また、平素より、警察、社団法人警察庁管内特殊暴力防止対策連合会、弁護士等の外部専門機関と連携し、情報収集に努めております。

#### 定款記載事項

##### a．取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨定款に定めております。

##### b．取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累

積投票によらない旨を定款に定めております。

##### c．剰余金の配当決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨を定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

##### d．株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

e. 自己株式の取得決議

当社は、会社法第165条第2項の定めにより、機動的な資本政策を遂行できるように、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

内部監査の状況

内部監査担当部門である監査室（2名）は、各部門の所管業務が法令、社内規則等に従い、適切かつ有効に運用されているかを監査し、その結果をトップマネジメントに報告するとともに、適切な指導を行って会社財産の保全と経営効率の向上を図っており、年度監査計画に基づき社内各部門及びグループ会社を対象に会計監査、業務監査等を実施しております。

また、監査役、会計監査人と必要に応じて監査計画のすり合わせ等を行う他、実査への同行や具体的な監査事項での連携を行っております。

会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行する公認会計士は、太陽ASG有限責任監査法人に所属する和田芳幸、並木健治の2氏であります。

監査業務に係る業務補助者は平成21年3月期では公認会計士12名、その他16名です。

会計監査人である監査法人又は業務執行社員と当社の間には特別な利害関係はなく、会社法監査および金融商品取引法監査を公正な立場で受けております。

社外取締役及び社外監査役との関係

社外監査役3名につきましては当社との取引等の利害関係はありません。

(2) リスク管理体制の整備の状況

グループ各社の業績変動、コンプライアンス、災害、個人情報保護を含む情報セキュリティに係るリスクについては、管理本部で管理しております。

規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行う一方、監査室によるモニタリングを行い、トップマネジメントに対する適時適切な報告と被監査部門への改善指示を行い、リスク管理体制の確立に努めております。

(3) 役員報酬の内容

役員報酬	取締役を支払った報酬	153百万円
	監査役を支払った報酬	18百万円（うち社外監査役 11百万円）

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	-	-	25	0
連結子会社	-	-	27	-
計	-	-	52	0

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払った非監査業務の内容は、財務報告に係る内部統制システムの構築に関するアドバイザーサービスです。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号、以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の連結財務諸表及び前事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表については、太陽A S G監査法人により監査を受け、当連結会計年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の連結財務諸表及び当事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表については、太陽A S G有限責任監査法人により監査を受けております。

なお、当社の監査法人は次のとおり交代しております。

前々連結会計年度及び前々事業年度　みすず監査法人

前連結会計年度及び前事業年度　太陽A S G監査法人

また、太陽A S G監査法人は、平成20年7月15日付をもって、法人組織を有限責任監査法人へ移行し、名称を太陽A S G有限責任監査法人に変更しております。

1【連結財務諸表等】  
(1)【連結財務諸表】  
【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	9,351	10,335
受取手形及び売掛金	8,940	7,613
有価証券	2,003	1,503
たな卸資産	1,740	-
商品及び製品	-	558
仕掛品	-	571
繰延税金資産	471	461
その他	657	591
貸倒引当金	22	37
流動資産合計	23,143	21,599
固定資産		
有形固定資産		
建物	240	254
減価償却累計額	136	157
建物(純額)	103	97
機械装置及び運搬具	736	717
減価償却累計額	645	646
機械装置及び運搬具(純額)	91	71
土地	0	0
その他	97	100
減価償却累計額	64	66
その他(純額)	32	33
有形固定資産合計	228	202
無形固定資産		
その他	440	429
無形固定資産合計	440	429
投資その他の資産		
投資有価証券	1, 2 1,510	1 1,314
繰延税金資産	1,318	1,677
差入保証金	2 553	2 531
その他	889	882
貸倒引当金	10	10
投資損失引当金	107	107
投資その他の資産合計	4,155	4,287
固定資産合計	4,824	4,920
資産合計	27,967	26,519

	前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	3,502	2,702
短期借入金	2,554	2,358
1年内返済予定の長期借入金	22	10
1年内償還予定の社債	300	-
未払費用	963	658
未払法人税等	1,640	743
未払消費税等	392	414
賞与引当金	653	568
役員賞与引当金	74	0
その他	798	542
流動負債合計	10,901	7,999
固定負債		
社債	-	300
長期借入金	10	-
退職給付引当金	3,412	3,620
役員退職慰労引当金	400	422
負ののれん	19	13
固定負債合計	3,842	4,356
負債合計	14,743	12,355
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000	1,000
資本剰余金	4,519	4,483
利益剰余金	8,029	9,518
自己株式	894	894
株主資本合計	12,654	14,107
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	480	60
為替換算調整勘定	15	121
評価・換算差額等合計	495	61
新株予約権	52	83
少数株主持分	21	34
純資産合計	13,224	14,164
負債純資産合計	27,967	26,519

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
売上高	45,058	41,777
売上原価	36,311	33,430
売上総利益	8,747	8,346
販売費及び一般管理費	1, 2 4,645	1, 2 4,525
営業利益	4,102	3,820
営業外収益		
受取利息	36	34
受取配当金	14	15
技術指導料収入	9	9
販売報奨金	25	48
有価証券売却益	-	5
その他	68	40
営業外収益合計	154	153
営業外費用		
支払利息	53	52
証券代行事務手数料	15	15
その他	7	11
営業外費用合計	75	79
経常利益	4,181	3,894
特別利益		
投資有価証券売却益	7	-
前期損益修正益	13	-
特別利益合計	21	-
特別損失		
固定資産売却損	3 0	-
固定資産除却損	4 5	3 1
投資損失引当金繰入額	57	-
投資有価証券評価損	-	70
関係会社株式評価損	-	10
会員権評価損	-	27
その他	0	-
特別損失合計	63	110
税金等調整前当期純利益	4,139	3,784
法人税、住民税及び事業税	2,123	1,810
法人税等調整額	217	81
法人税等合計	1,905	1,729
少数株主利益	9	13
当期純利益	2,224	2,041

【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
前期末残高	1,000	1,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,000	1,000
<b>資本剰余金</b>		
前期末残高	4,519	4,519
当期変動額		
連結子会社からの自己株式の取得による 剰余金の減少	-	(注) 35
当期変動額合計	-	35
当期末残高	4,519	4,483
<b>利益剰余金</b>		
前期末残高	6,151	8,029
当期変動額		
剰余金の配当	345	553
当期純利益	2,224	2,041
当期変動額合計	1,878	1,488
当期末残高	8,029	9,518
<b>自己株式</b>		
前期末残高	894	894
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	894	894
<b>株主資本合計</b>		
前期末残高	10,776	12,654
当期変動額		
剰余金の配当	345	553
当期純利益	2,224	2,041
連結子会社からの自己株式の取得による 剰余金の減少	-	(注) 35
当期変動額合計	1,878	1,452
当期末残高	12,654	14,107

	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<b>評価・換算差額等</b>		
<b>その他有価証券評価差額金</b>		
前期末残高	796	480
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	316	420
当期変動額合計	316	420
当期末残高	480	60
<b>為替換算調整勘定</b>		
前期末残高	37	15
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	22	137
当期変動額合計	22	137
当期末残高	15	121
<b>評価・換算差額等合計</b>		
前期末残高	834	495
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	338	557
当期変動額合計	338	557
当期末残高	495	61
<b>新株予約権</b>		
前期末残高	9	52
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	42	31
当期変動額合計	42	31
当期末残高	52	83
<b>少数株主持分</b>		
前期末残高	11	21
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	9	13
当期変動額合計	9	13
当期末残高	21	34
<b>純資産合計</b>		
前期末残高	11,632	13,224
当期変動額		
剰余金の配当	345	553
当期純利益	2,224	2,041
連結子会社からの自己株式の取得による剰余金の減少	-	(注) 35
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	287	512
当期変動額合計	1,591	939
当期末残高	13,224	14,164

**【連結株主資本等変動計算書の欄外注記】**

(注)平成20年5月23日に連結子会社の(株)S R Aが保有する当社株式を取得したことに伴い、「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第6号)に基づいて、(株)S R Aにて発生した株式譲渡益に対する税金費用を資本剰余金から控除したことによるものです。

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	4,139	3,784
減価償却費	306	258
会員権評価損	-	27
退職給付引当金の増減額（ は減少）	246	201
役員退職慰労引当金の増減額（ は減少）	25	21
賞与引当金の増減額（ は減少）	25	84
役員賞与引当金の増減額（ は減少）	20	73
貸倒引当金の増減額（ は減少）	19	14
投資損失引当金の増減額（ は減少）	57	-
受取利息及び受取配当金	51	49
支払利息	53	52
投資有価証券評価損益（ は益）	-	81
投資有価証券売却損益（ は益）	7	-
固定資産売却損益（ は益）	0	-
固定資産除却損	5	1
売上債権の増減額（ は増加）	1,172	1,245
たな卸資産の増減額（ は増加）	895	609
仕入債務の増減額（ は減少）	481	740
その他の負債の増減額（ は減少）	105	552
未払消費税等の増減額（ は減少）	29	21
その他	9	96
小計	3,136	4,915
利息及び配当金の受取額	51	49
利息の支払額	53	53
法人税等の支払額	1,110	2,718
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>2,025</b>	<b>2,194</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	64	57
有形固定資産の売却による収入	0	0
無形固定資産の取得による支出	144	174
投資有価証券の取得による支出	108	588
投資有価証券の売却による収入	12	0
貸付けによる支出	56	48
貸付金の回収による収入	42	47
定期預金の預入による支出	100	105
定期預金の払戻による収入	-	105
差入保証金の差入による支出	5	10
差入保証金の回収による収入	7	3
その他	16	23
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>434</b>	<b>852</b>

	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額（は減少）	148	196
長期借入金の返済による支出	40	22
社債の発行による収入	-	300
社債の償還による支出	-	300
配当金の支払額	345	553
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>238</b>	<b>772</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	6	82
<b>現金及び現金同等物の増減額（は減少）</b>	<b>1,346</b>	<b>487</b>
現金及び現金同等物の期首残高	9,919	11,265
現金及び現金同等物の期末残高	11,265	11,753

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

項目	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社の数 11社            (株)S R A            (株)ソフトウェア・サイエンス            S R A A M E R I C A , I N C .            (株)S R A 西日本            (株)S R A 東北            (株)S R A 先端技術研究所            (株)S R A プロフェッショナルサービス            S R A O S S , I N C .            S R A ( E u r o p e ) B . V .            (株)A I T            (株)クレディスト</p> <p>(2) 主要な非連結子会社の名称等            主要な非連結子会社            Software Research Associates            South East Asia Pte. Ltd.            SRA India Private Limited            (連結の範囲から除いた理由)            非連結子会社はいずれも小規模で、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、それぞれ連結総資産、連結売上高、連結純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に比して僅少であり、全体としても重要な影響を及ぼしておりません。</p>	<p>(1) 連結子会社の数 11社            同左</p> <p>(2) 主要な非連結子会社の名称等            主要な非連結子会社            Software Research Associates            South East Asia Pte. Ltd.            SRA India Private Limited            (連結の範囲から除いた理由)            同左</p>
2. 持分法の適用に関する事項	<p>持分法を適用しない非連結子会社の名称等            主要な非連結子会社            Software Research Associates            South East Asia Pte. Ltd.            SRA India Private Limited            (持分法を適用しない理由)            持分法非適用の非連結子会社については、それぞれ連結純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、全体としても重要性が乏しいため、持分法を適用しておりません。</p>	<p>持分法を適用しない非連結子会社の名称等            主要な非連結子会社            Software Research Associates            South East Asia Pte. Ltd.            SRA India Private Limited            同左</p>

項目	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項	<p>連結子会社のうち、SRA AMERICA, INC.及びSRA (Europe) B.V.の決算日は12月31日であります。連結財務諸表の作成にあたって、これらの会社については、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>	<p>同左</p>
<p>4. 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p>	<p>有価証券</p> <p>(イ) 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)を採用しております。</p> <p>(ロ) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等による時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>たな卸資産</p> <p>(イ) 商品 先入先出法による原価法</p> <p>(ロ) 仕掛品 個別法による原価法</p>	<p>有価証券</p> <p>(イ) 満期保有目的の債券 同左</p> <p>(ロ) その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>たな卸資産</p> <p>(イ) 商品及び製品 先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)</p> <p>(ロ) 仕掛品 個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>当連結会計年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成18年7月5日公表分企業会計基準第9号)を適用しております。</p> <p>なお、これに伴う当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。</p>

項目	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
(2) 重要な減価償却資産 の減価償却の方法	<p>有形固定資産</p> <p>当社及び国内連結子会社は定率法を、また、存外連結子会社は定額法を採用しております。</p> <p>建物（建物附属設備は除く）</p> <p>(イ) 平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの 旧定額法によっております。</p> <p>(ロ) 平成19年4月1日以後に取得したもの 定額法によっております。</p> <p>建物以外</p> <p>(イ) 平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定率法によっております。</p> <p>(ロ) 平成19年4月1日以降に取得したもの 定率法によっております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 15年～39年</p> <p>機械装置及び運搬具 4年～6年</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。</p> <p>なお、これに伴う損益への影響は軽微であります。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当社及び国内連結子会社は、法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。</p> <p>なお、これに伴う損益への影響は軽微であります。</p>	<p>有形固定資産（リース資産を除く）</p> <p>同左</p> <p>建物（建物附属設備は除く）</p> <p>(イ) 平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの 同左</p> <p>(ロ) 平成19年4月1日以後に取得したもの 同左</p> <p>建物以外</p> <p>(イ) 平成19年3月31日以前に取得したもの 同左</p> <p>(ロ) 平成19年4月1日以降に取得したもの 同左</p>

項目	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
(3) 重要な引当金の計上 基準	<p>無形固定資産</p> <p>(イ) ソフトウェア 当社及び連結子会社は定額法を採用しております。 市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間(3年以内)に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上しております。 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p> <p>(ロ) ソフトウェア以外 定額法</p> <p>貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>投資損失引当金 関係会社に対する投資等による損失に備えるため、財政状態及び経営成績等を考慮して必要額を計上しております。</p> <p>賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。</p> <p>役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づいて計上しております。</p>	<p>無形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>(イ) ソフトウェア 同左</p> <p>(ロ) ソフトウェア以外 同左</p> <p>リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>貸倒引当金 同左</p> <p>投資損失引当金 同左</p> <p>賞与引当金 同左</p> <p>役員賞与引当金 同左</p>

項目	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
	<p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づいて計上しております。</p> <p>なお、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。</p> <p>役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。</p>	<p>退職給付引当金 同左</p> <p>役員退職慰労引当金 同左</p>
(4) 重要なリース取引の 処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	
(5) その他連結財務諸表 作成のための重要な 事項	<p>消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p>	<p>消費税等の会計処理 同左</p>
5. 連結子会社の資産及び 負債の評価に関する事 項	<p>連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。</p>	同左
6. のれん及び負ののれん の償却に関する事項	<p>のれん及び負ののれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。</p>	同左
7. 連結キャッシュ・フ ロー計算書における資 金の範囲	<p>手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	同左

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(リース取引に関する会計基準の適用)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来どおり賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p> <p>これに伴う当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。</p> <p>(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱いの適用)</p> <p>「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を当連結会計年度から適用し、連結決算上必要な修正を行っております。</p> <p>なお、これに伴う当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。</p>

【表示方法の変更】

<p>前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
<p>(連結損益計算書)</p> <p>前連結会計年度まで特別利益の「その他」に含めて表示しておりました「投資有価証券売却益」は、特別利益の総額の100分の10を超えたため区分掲記しました。</p> <p>なお、前連結会計年度における「投資有価証券売却損」の金額は0百万円であります。</p> <p>(連結キャッシュ・フロー計算書)</p> <p>営業活動によるキャッシュ・フローの「役員賞与引当金の増加額」は、前連結会計年度は「その他」に含めて表示しておりましたが、金額的重要性が増したため区分掲記しております。</p> <p>なお、前連結会計年度の「その他」に含まれている「役員賞与引当金の増加額」は54百万円であります。</p>	<p>(連結貸借対照表)</p> <p>「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日内閣府令第50号)が適用となることに伴い、前連結会計年度において、「たな卸資産」として掲記されていたものは、当連結会計年度から「商品及び製品」「仕掛品」に区分掲記しております。</p> <p>なお、前連結会計年度の「たな卸資産」に含まれる「商品及び製品」「仕掛品」は、それぞれ1,145百万円、594百万円であります。</p>

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
1 非連結子会社及び関連会社に対するものは次のとおりであります。	1 非連結子会社及び関連会社に対するものは次のとおりであります。
投資有価証券(株式) 76 百万円	投資有価証券(株式) 222 百万円
2 担保に供している資産とこれに対応する債務は次のとおりであります。	2 担保に供している資産とこれに対応する債務は次のとおりであります。
担保提供資産	担保提供資産
投資有価証券 21 百万円	差入保証金 19 百万円
差入保証金 19 百万円	合計 19 百万円
合計 41 百万円	
対応する債務	対応する債務
短期借入金 985 百万円	短期借入金 300 百万円
1年内償還予定の社債 300 百万円	社債 300 百万円
合計 1,285 百万円	合計 600 百万円

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
給料手当・賞与 1,937 百万円	給料手当・賞与 1,954 百万円
賞与引当金繰入額 71 百万円	賞与引当金繰入額 71 百万円
役員賞与引当金繰入額 74 百万円	退職給付費用 124 百万円
退職給付費用 149 百万円	
2 一般管理費に含まれる研究開発費 165 百万円	2 一般管理費に含まれる研究開発費 121 百万円
3 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。	
機械装置及び運搬具 0 百万円	
4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。	3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。
建物 0 百万円	建物 0 百万円
機械装置及び運搬具 1 百万円	機械装置及び運搬具 1 百万円
ソフトウェア 3 百万円	有形固定資産その他 0 百万円
有形固定資産その他 0 百万円	合計 1 百万円
合計 5 百万円	

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度増 加株式数(千株)	当連結会計年度減 少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	15,240	-	-	15,240
合計	15,240	-	-	15,240
自己株式				
普通株式	1,400	-	-	1,400
合計	1,400	-	-	1,400

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(千株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			前連結会計 年度末	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとして の新株予約権	-	-	-	-	-	52

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
平成19年5月15日 取締役会	普通株式	345	25	平成19年3月31日	平成19年6月12日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年5月15日 取締役会	普通株式	553	利益剰余金	40	平成20年3月31日	平成20年6月12日

当連結会計年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度増 加株式数(千株)	当連結会計年度減 少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	15,240	-	-	15,240
合計	15,240	-	-	15,240
自己株式				
普通株式	1,400	-	-	1,400
合計	1,400	-	-	1,400

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(千株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			前連結会計 年度末	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとして の新株予約権	-	-	-	-	-	83

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年5月15日 取締役会	普通株式	553	40	平成20年3月31日	平成20年6月12日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年5月14日 取締役会	普通株式	553	利益剰余金	40	平成21年3月31日	平成21年6月11日

## (連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に 掲記されている科目の金額との関係 (平成20年3月31日現在)	1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に 掲記されている科目の金額との関係 (平成21年3月31日現在)
現金及び預金勘定 9,351 百万円	現金及び預金勘定 10,335 百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預 金 85 百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預 金 85 百万円
取得日から3ヶ月以内に償還期限 の到来する短期投資(有価証券) 2,000 百万円	取得日から3ヶ月以内に償還期限 の到来する短期投資(有価証券) 1,503 百万円
現金及び現金同等物 11,265 百万円	現金及び現金同等物 11,753 百万円

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)				当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)			
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(借主側)				1. ファイナンス・リース取引(借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。			
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
建物	16	1	14	建物	16	4	11
機械装置及び運搬具	14	3	10	機械装置及び運搬具	14	6	7
その他	10	2	7	その他	10	4	5
合計	40	7	32	合計	40	16	24
(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。				(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。			
(2) 未経過リース料期末残高相当額				(2) 未経過リース料期末残高相当額			
1年内 8百万円				1年内 8百万円			
1年超 24百万円				1年超 16百万円			
合計 32百万円				合計 24百万円			
(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が、有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため支払利子込み法により算定しております。				(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が、有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため支払利子込み法により算定しております。			

前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	
(3) 支払リース料、減価償却費相当額		(3) 支払リース料、減価償却費相当額	
支払リース料	9百万円	支払リース料	8百万円
減価償却費相当額	9百万円	減価償却費相当額	8百万円
(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。		(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	
2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料		2. オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	
1年内 2百万円		1年内 2百万円	
1年超 4百万円		1年超 1百万円	
合計 6百万円		合計 4百万円	

(有価証券関係)

前連結会計年度(平成20年3月31日)

1. 売買目的有価証券

該当ありません。

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当ありません。

3. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	(1) 株式	307	1,115	807
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	499	502	3
	小計	806	1,617	811
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	(1) 株式	31	27	4
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	58	56	1
	小計	90	84	6
	合計	896	1,702	805

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
12	7	-

5. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	連結貸借対照表計上額（百万円）
満期保有目的の債券	
非上場債券	999
その他有価証券	
非上場株式	233
マネーマネジメントファンド	501

6．その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額

	1年以内 （百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
1．債券				
(1) 国債・地方債等	-	-	-	-
(2) 社債	-	-	-	-
(3) その他	1,000	-	-	-
2．その他	1,004	-	-	-
合計	2,004	-	-	-

当連結会計年度（平成21年3月31日）

1．売買目的有価証券

    該当ありません。

2．満期保有目的の債券で時価のあるもの

    該当ありません。

3．その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価（百万円）	連結貸借対照表計上額 （百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	(1) 株式	65	280	214
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	65	280	214
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	(1) 株式	654	560	94
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	41	38	2
	小計	696	599	97
	合計	761	879	117

4．当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
504	5	-

5. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	連結貸借対照表計上額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場債券	999
その他の有価証券	
非上場株式	212
マネーマネージメントファンド	503

6. その他の有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
1. 債券				
(1) 国債・地方債等	-	-	-	-
(2) 社債	-	-	-	-
(3) その他	1,000	-	-	-
2. その他	503	-	-	-
合計	1,503	-	-	-

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

当社グループは、デリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

当社グループは、デリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社グループの国内連結子会社は、確定給付型の制度として、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、退職金制度の枠外で厚生年金基金制度(総合設立型)に加入しております。なお、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

なお、要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は次のとおりです。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項 (平成20年3月31日現在)

年金資産の額	392,848百万円
年金財政計算上の給付債務の額	406,325百万円
差引額	13,476百万円

(2) 制度全体に占める当社グループの掛金拠出割合(平成20年3月)

1.19%

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政上の過去勤務債務残高 1,665百万円及び積立不足金 11,811百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間5年の元利均等償却ですが、当該過去勤務債務残高は、第2加算年金加入かつ過去期間持込事業主に係るものであり、当社グループには過去勤務債務の償却のための特別掛金の拠出はありません。

なお、上記(2)の割合は、当社グループの実際の負担割合であります。

2. 退職給付債務に関する事項

	前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
(1) 退職給付債務(百万円)	4,492	4,692
(2) 年金資産(百万円)	899	758
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)(百万円)	3,593	3,934
(4) 未認識数理計算上の差異(百万円)	196	336
(5) 連結貸借対照表計上額純額(3)+(4)(百万円)	3,396	3,597
(6) 前払年金費用(百万円) (注)1	15	22
(7) 退職給付引当金(5)-(6)(百万円)(注)2	3,412	3,620

(注)1. 前払年金費用は、投資その他の資産「その他」に含めて表示しております

2. 臨時に支払う割増退職金は含めておりません。

3. 株式会社S R Aを除く子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項

	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
退職給付費用(百万円)	758	712
(1) 勤務費用(百万円) (注) 2	404	354
(2) 利息費用(百万円)	74	79
(3) 期待運用収益(減算)(百万円)	15	14
(4) 数理計算上の差異の費用処理額(百万円)	16	27
(5) 厚生年金基金掛金(百万円)	278	265

(注) 1. 上記退職給付費用以外に、以下の割増退職金を支払っており、販売費及び一般管理費として計上しております。

前連結会計年度 14百万円

当連結会計年度 18百万円

2. 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、「(1)勤務費用」に計上しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	前連結会計年度 (平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (平成21年 3月31日)
(1) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	期間定額基準
(2) 割引率(%)	2.0	2.0
(3) 期待運用収益率(%)	2.0	2.0
(4) 数理計算上の差異の処理年数(年)(注)	10~15	10~15

(注) 発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により、翌連結会計年度より費用処理しております。

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

1. スtock・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名  
販売費及び一般管理費 42 百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成17年(1) ストック・オプション	平成17年(2) ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名 当社従業員 6名 子会社取締役 及び従業員 35名	子会社取締役 3名	当社取締役 5名 当社従業員 8名 子会社取締役 及び従業員 48名
株式の種類別のストック・ オプションの数(注)	普通株式 116,000株	普通株式 7,200株	普通株式 88,600株
付与日	平成17年7月20日	平成17年10月26日	平成18年8月11日
権利確定条件	平成20年3月期またはそれ以前の決算期における連結損益計算書において、経常利益が38億円以上 付与日(平成17年7月20日)以降、権利確定日(平成20年6月30日)まで継続して勤務していること	同左  付与日(平成17年10月26日)以降、権利確定日(平成20年6月30日)まで継続して勤務していること	同左  付与日(平成18年8月11日)以降、権利確定日(平成20年6月30日)まで継続して勤務していること
対象勤務期間	自 平成17年7月20日 至 平成20年6月30日	自 平成17年10月26日 至 平成20年6月30日	自 平成18年8月11日 至 平成20年6月30日
権利行使期間	権利確定後、2年以内	同左	同左

	平成19年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 7名 子会社取締役 及び従業員 52名
株式の種類別のストック・オプションの 数(注)	普通株式 94,800株
付与日	平成19年8月16日
権利確定条件	平成20年3月期における連結損益計算書において、経常利益が38億円以上 付与日(平成19年8月16日)以降、権利確定日(平成21年6月30日)まで継続して勤務していること
対象勤務期間	自 平成19年8月16日 至 平成21年6月30日
権利行使期間	権利確定後、2年以内

(注) 株式数に換算して記載しております。

## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

## ストック・オプションの数

	平成17年(1) ストック・オプション	平成17年(2) ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	114,400	7,200	88,600
付与	-	-	-
失効	3,200	-	1,000
権利確定	-	-	-
未確定残	111,200	7,200	87,600
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

	平成19年 ストック・オプション
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	-
付与	94,800
失効	-
権利確定	-
未確定残	94,800
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

単価情報

	平成17年(1) ストック・オプション	平成17年(2) ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1,285	1,097	1,882
行使時平均株価 (円)	-	-	-
公正な評価単価(付与日)(円)	-	-	482

	平成19年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1,966
行使時平均株価 (円)	-
公正な評価単価(付与日)(円)	464

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成19年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

主な基礎数値及び見積方法

	平成19年ストック・オプション
株価変動性(注)1	44.91%
予想残存期間(注)2	2.88年
予想配当(注)3	25円/株
無リスク利率(注)4	0.94%

(注)1. 予想残存期間に対応する直近期間の株価実績に基づき算定しております。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

3. 平成19年3月期の配当実績によっております。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

当連結会計年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

1. ストック・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費 32百万円

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成17年(1) ストック・オプション	平成17年(2) ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名 当社従業員 6名 子会社取締役 及び従業員 35名	子会社取締役 3名	当社取締役 5名 当社従業員 8名 子会社取締役 及び従業員 48名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 116,000株	普通株式 7,200株	普通株式 88,600株
付与日	平成17年7月20日	平成17年10月26日	平成18年8月11日
権利確定条件	平成20年3月期またはそれ以前の決算期における連結損益計算書において、経常利益が38億円以上 付与日(平成17年7月20日)以降、権利確定日(平成20年6月30日)まで継続して勤務していること	同左  付与日(平成17年10月26日)以降、権利確定日(平成20年6月30日)まで継続して勤務していること	同左  付与日(平成18年8月11日)以降、権利確定日(平成20年6月30日)まで継続して勤務していること
対象勤務期間	自 平成17年7月20日 至 平成20年6月30日	自 平成17年10月26日 至 平成20年6月30日	自 平成18年8月11日 至 平成20年6月30日
権利行使期間	権利確定後、2年以内	同左	同左

	平成19年 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 7名 子会社取締役 及び従業員 52名	当社取締役 3名 当社従業員 5名 子会社取締役 及び従業員 68名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 94,800株	普通株式 110,000株
付与日	平成19年8月16日	平成20年8月21日
権利確定条件	平成20年3月期における連結損益計算書において、経常利益が38億円以上 付与日(平成19年8月16日)以降、権利確定日(平成21年6月30日)まで継続して勤務していること	平成23年3月期における連結損益計算書において、経常利益が65億円以上 付与日(平成20年8月21日)以降、権利確定日(平成23年6月30日)まで継続して勤務していること
対象勤務期間	自 平成19年8月16日 至 平成21年6月30日	自 平成20年8月21日 至 平成23年6月30日
権利行使期間	権利確定後、2年以内	同左

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成17年(1) ストック・オプション	平成17年(2) ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	111,200	7,200	87,600
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	111,200	7,200	87,600
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	111,200	7,200	87,600
権利行使	-	-	-
失効	1,600	-	2,400
未行使残	109,600	7,200	85,200

	平成19年 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	94,800	-
付与	-	110,000
失効	3,800	4,200
権利確定	-	-
未確定残	91,000	105,800
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	-

単価情報

	平成17年(1) ストック・オプション	平成17年(2) ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1,285	1,097	1,882
行使時平均株価 (円)	-	-	-
公正な評価単価(付与日)(円)	-	-	482

	平成19年 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1,966	1,622
行使時平均株価 (円)	-	-
公正な評価単価(付与日)(円)	464	155

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成20年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

主な基礎数値及び見積方法

	平成20年ストック・オプション
株価変動性(注)1	44.13%
予想残存期間(注)2	3.86年
予想配当(注)3	40円/株
無リスク利率(注)4	0.91%

(注)1. 予想残存期間に対応する直近期間の株価実績に基づき算定しております。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

3. 平成20年3月期の配当実績によっております。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

## (税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
<b>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</b>  <b>流動の部</b> 繰延税金資産 賞与引当金 264百万円 未払事業税 143百万円 その他 93百万円 繰延税金資産小計 500百万円 評価性引当額 29百万円 繰延税金資産合計 471百万円 <b>固定の部</b> 繰延税金資産 繰越欠損金 186百万円 会員権評価損 59百万円 退職給付引当金 1,380百万円 役員退職慰労引当金 160百万円 その他 151百万円 繰延税金資産小計 1,938百万円 評価性引当額 291百万円 差引 1,647百万円 <b>繰延税金負債</b> その他有価証券評価差額金 323百万円 その他 5百万円 繰延税金負債合計 328百万円 繰延税金資産の純額 1,318百万円	<b>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</b>  <b>流動の部</b> 繰延税金資産 賞与引当金 230百万円 未払事業税 80百万円 未払賞与 53百万円 未払社会保険料 26百万円 その他 77百万円 繰延税金資産小計 468百万円 評価性引当額 6百万円 繰延税金資産合計 461百万円 <b>固定の部</b> 繰延税金資産 繰越欠損金 213百万円 会員権評価損 63百万円 退職給付引当金 1,468百万円 役員退職慰労引当金 169百万円 その他 70百万円 繰延税金資産小計 1,984百万円 評価性引当額 247百万円 差引 1,737百万円 <b>繰延税金負債</b> その他有価証券評価差額金 57百万円 その他 2百万円 繰延税金負債合計 60百万円 繰延税金資産の純額 1,677百万円
<b>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主な項目別の内訳</b> 法定実効税率 40.7% (調整) 損金に算入されない交際費等 1.1% 評価性引当金増減額 4.0% 役員賞与引当金 0.7% 住民税均等割等 0.5% その他 1.0% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 46.0%	<b>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主な項目別の内訳</b> 法定実効税率 40.7% (調整) 損金に算入されない交際費等 0.9% 評価性引当金増減額 1.9% 役員報酬 0.7% 新株予約権 0.3% 住民税均等割等 0.5% その他 0.7% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 45.7%

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

	システム開発 (百万円)	ネットワーク・システムサービス (百万円)	コンサル・サービス (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益						
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	24,205	4,664	16,189	45,058	-	45,058
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	63	383	480	926	(926)	-
計	24,268	5,047	16,669	45,985	(926)	45,058
営業費用	20,156	3,918	15,375	39,451	1,504	40,956
営業利益	4,111	1,128	1,293	6,533	(2,431)	4,102
資産、減価償却費及び資本的支出						
資産	9,241	1,971	5,002	16,215	11,752	27,967
減価償却費	188	29	87	305	1	306
資本的支出	96	12	106	215	7	223

(注) 1. 当社の事業区分の方法は、サービスの種類、性質等の類似性を考慮して区分しております。

2. 各区分に属する主な内容

事業区分	事業内容
システム開発事業	メインフレーム系大規模システムでの要求定義から開発・保守にいたる一貫したシステム開発 オープン系システムのシステム企画、開発、導入までのシステムインテグレーション ツールやプロダクトを活かしビジネスツールとして提供するソリューションビジネス オープンソース・ソフトウェアによるシステムの技術サポートを行うオープンソースビジネス
ネットワーク・システムサービス事業	コンピュータシステム及びネットワークシステムの運用管理 データ管理、設備管理を含むオペレーション全般 ネットワークシステムの構築 アウトソーシングサービス
コンサル・サービス事業	ライセンスを含めたパッケージソフト販売 インテグレーションサービスにおけるサーバーを中心とするシステム機器の販売 IT導入に関するコンサルティング・サービス

3. 営業費用のうち消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は2,431百万円であり、その主なものは研究開発費及び当社グループの管理部門に係る費用であります。

4. 当連結会計年度における資産のうち消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は11,930百万円であり、その内容は当社グループでの余資運用資金(現金及び預金、有価証券)、長期投資資金(投資有価証券)及び繰延税金資産であります。

5. 減価償却費及び資本的支出には、長期前払費用の償却額及び増加額がそれぞれ含まれております。

当連結会計年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

	開発事業 (百万円)	運用・構築 事業 (百万円)	販売事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益						
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	22,837	5,078	13,861	41,777	-	41,777
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	77	323	497	897	(897)	-
計	22,915	5,401	14,358	42,675	(897)	41,777
営業費用	18,988	4,122	13,247	36,358	1,597	37,956
営業利益	3,926	1,279	1,110	6,316	(2,495)	3,820
資産、減価償却費及び資本的支 出						
資産	8,077	1,829	4,719	14,626	11,893	26,519
減価償却費	164	28	64	256	1	258
資本的支出	129	40	52	222	0	222

(注) 1. 事業区分の名称の変更

従来、事業区分を「システム開発事業」、「ネットワーク・システムサービス事業」及び「コンサル・サービス事業」と表示しておりましたが、当連結会計年度より、それぞれ「開発事業」、「運用・構築事業」及び「販売事業」と名称を変更いたしました。この変更により事業の種類別セグメント情報に与える影響はありません。

2. 各区分に属する主な内容

事業区分	事業内容
開発事業	メインフレーム系大規模システムでの要求定義から開発・保守にいたる一貫したシステム開発 オープン系システムのシステム企画、開発、導入までのシステムインテグレーション ツールやプロダクトを活かしビジネスツールとして提供するソリューションビジネス オープンソース・ソフトウェアによるシステムの技術サポートを行うオープンソースビジネス
運用・構築事業	コンピュータシステム及びネットワークシステムの運用管理 データ管理、設備管理を含むオペレーション全般 ネットワークシステムの構築 アウトソーシングサービス
販売事業	ライセンスを含めたパッケージソフト販売 インテグレーションサービスにおけるサーバーを中心とするシステム機器の販売 IT導入に関するコンサルティング・サービス

3. 営業費用のうち消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は2,495百万円であり、その主なものは研究開発費及び当社グループの管理部門に係る費用であります。
4. 当連結会計年度における資産のうち消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は12,075百万円であり、その内容は当社グループでの余資運用資金（現金及び預金、有価証券）、長期投資資金（投資有価証券）及び繰延税金資産であります。
5. 減価償却費及び資本的支出には、長期前払費用の償却額及び増加額がそれぞれ含まれております。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

本邦の売上高及び資産の金額は、全セグメントの売上高の合計及び全セグメント資産の金額の合計額に占める割合が90%超であるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

	日本 (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益					
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	38,260	3,516	41,777	-	41,777
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	113	43	156	(156)	-
計	38,373	3,559	41,933	(156)	41,777
営業費用	34,340	3,231	37,572	384	37,956
営業利益	4,033	328	4,361	(540)	3,820
資産	24,570	1,019	25,589	929	26,519

- (注) 1. 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。
2. 本邦以外の区分に属する国又は地域のそれぞれに属する売上高が少額のため、その他の地域で一括して記載しております。  
その他の地域に属する主な国……米国、オランダ
3. 海外所在地の売上高が、第1四半期連結会計期間において連結売上高の10%を超えたため、第1四半期連結会計期間より所在地別セグメント情報を記載しております。
4. 営業費用のうち消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は532百万円であり、その主なものは(株)S R Aホールディングスに係る費用であります。
5. 当連結会計年度における資産のうち消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は945百万円であり、その主な内容は(株)S R Aホールディングスの余資運用資金（現金及び預金）及び長期投資資金（投資有価証券）であります。

【海外売上高】

前連結会計年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

海外売上高は、連結売上高の10%未満のため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

	その他の地域	計
海外売上高（百万円）	3,518	3,518
連結売上高（百万円）	-	41,777
連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	8.4	8.4

- (注) 1. 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。
2. 国又は地域の区分は、主な国又は地域のそれぞれに属する売上高が少額のため、その他の地域で一括して記載しております。  
その他の地域に属する主な国……米国、オランダ
3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。
4. 海外売上高が、第1四半期連結会計期間において連結売上高の10%を超えたため、第1四半期連結会計期間より海外売上高を記載しております。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

該当事項はありません。

（追加情報）

当連結会計年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

## ( 1株当たり情報 )

前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	950.22 円	1株当たり純資産額	1,014.91 円
1株当たり当期純利益金額	160.74 円	1株当たり当期純利益金額	147.52 円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	160.35 円	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(百万円)	2,224	2,041
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	2,224	2,041
期中平均株式数(千株)	13,839	13,839
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額	-	-
普通株式増加数(千株)	33	-
(うち新株予約権)	(33)	(-)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権2種類 (新株予約権の数912個)。 なお、この概要は「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権5種類 (新株予約権の数1,994個)。 なお、この概要は「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

平成20年6月26日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役、従業員及び当社子会社の取締役、執行役員、従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することを決議いたしました。

(1) 新株予約権の内容

新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個の目的となる株式の数は200株とする。

なお、当社が普通株式の株式分割(株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との合併後存続する場合、当社が他社と株式交換を行い株式交換完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、当社は目的たる株式の数の調整を行うことができるものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「払込金額」という。)に新株予約権1個の目的である株式の数を乗じた金額とする。

払込金額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所の当社株式普通取引の終値の平均値に1.1を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)とする。

ただし、当該金額が新株予約権割当日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値。)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行する場合または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社との合併後存続する場合、当社が他社と株式交換を行い株式交換完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて払込金額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、当社は払込金額を適切に調整することができるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成23年7月1日から平成25年6月30日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記1)記載の資本金等増加限度額から上記1)に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

#### 新株予約権の取得条項

後記の、会社法第236条第1項第8号イないしホに定める行為をする場合における相手方当事者の同意が得られなかった場合、当社は、本新株予約権全部を無償にて消却することができる。

#### 組織再編時の新株予約権交付に関する事項

当社が会社法第236条第1項第8号イないしホに定める行為をする場合、当社の新株予約権者に対し、当該イないしホに定める者（以下「存続会社等」という。）の新株予約権を交付するものとする。

ただし、合併、吸収分割及び株式交換については、それぞれ合併契約、吸収分割契約及び株式交換契約の相手方当事者の同意を条件とする。

なお、交付される存続会社等の新株予約権の目的たる株式の数及び払込金額は株式の割当比率に応じたものとし、新株予約権のその他の内容も当社の新株予約権と同等とするが、当社はその判断で、適宜これらを変更できるものとする。

#### 新株予約権の権利行使の条件

- 1) 新株予約権者は、当社第21期（平成23年3月期）またはそれ以前の決算期における確定した連結損益計算書において、経常利益が65億円以上（以下「行使基準目標値」という。）となった場合に限り、新株予約権を行使できる。ただし、経営環境の急激な変化等が生じた場合は、取締役会の決議により行使基準目標値を±30%の範囲内において変更することができる。
  - 2) 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社の取締役、従業員もしくは当社子会社の取締役、執行役員または従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役の任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
  - 3) 新株予約権の相続は認めない。
  - 4) その他の条件については、本株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- (2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

新株予約権の数は1,000個を上限とする

新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式200,000株を上限とし、上記(1)により当該新株予約権に係る株式数が調整された場合は、当該新株予約権に係る調整後の株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数とする。

- (3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

当連結会計年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

平成21年6月25日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役、従業員及び当社子会社の取締役、執行役員、従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することを決議いたしました。

(1) 新株予約権の内容

新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個の目的となる株式の数は200株とする。

なお、当社が普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との合併後存続する場合、当社が他社と株式交換を行い株式交換完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、当社は目的たる株式の数の調整を行うことができるものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「払込金額」という。）に新株予約権1個の目的である株式の数を乗じた金額とする。

払込金額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社株式普通取引の終値の平均値に1.1を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。

ただし、当該金額が新株予約権当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値。）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社との合併後存続する場合、当社が他社と株式交換を行い株式交換完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて払込金額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、当社は払込金額を適切に調整することができるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成23年7月1日から平成25年6月30日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記1)記載の資本金等増加限度額から上記1)に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

#### 新株予約権の取得条項

後記の、会社法第236条第1項第8号イないしホに定める行為をする場合における相手方当事者の同意が得られなかった場合、当社は、本新株予約権全部を無償にて消却することができる。

#### 組織再編時の新株予約権交付に関する事項

当社が会社法第236条第1項第8号イないしホに定める行為をする場合、当社の新株予約権者に対し、当該イないしホに定める者（以下「存続会社等」という。）の新株予約権を交付するものとする。

ただし、合併、吸収分割及び株式交換については、それぞれ合併契約、吸収分割契約及び株式交換契約の相手方当事者の同意を条件とする。

なお、交付される存続会社等の新株予約権の目的たる株式の数及び払込金額は株式の割当比率に応じたものとし、新株予約権のその他の内容も当社の新株予約権と同等とするが、当社はその判断で、適宜これらを変更できるものとする。

#### 新株予約権の権利行使の条件

- 1) 新株予約権者は、第21期（平成23年3月期）またはそれ以前の決算期における確定した連結損益計算書において、経常利益が、第20期（平成22年3月期）の連結決算を承認する取締役会開催日以前に取締役会が決定する金額（ただし、第19期（平成21年3月期）から第21期（平成23年3月期）を対象年度とする中期経営計画の最終年度の連結経常利益の数値を見直した数値とする。以下「行使基準目標値」という。）以上となった場合に限り、新株予約権を行使できる。ただし、経営環境の急激な変化等が生じた場合、取締役会の決議により行使基準目標値を±30%の範囲内において変更することができる。
  - 2) 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社の取締役、従業員もしくは当社子会社の取締役、執行役員または従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役の任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
  - 3) 新株予約権の相続は認めない。
  - 4) その他の条件については、本株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- (2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限  
新株予約権の数は1,000個を上限とする  
新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式200,000株を上限とし、上記(1)により当該新株予約権に係る株式数が調整された場合は、当該新株予約権に係る調整後の株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数とする。
- (3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率(%)	担保	償還期限
(株)A I T	第1回無担保社債 (注1)	平成17年 9月29日	300	-	0.50	無担保	平成20年 9月29日
"	第2回無担保社債 (注2)	平成20年 8月29日	-	300	1.35	"	平成23年 8月29日

- (注) 1. 年0.35%の保証料を支払っております。  
2. 年0.1%の保証料を支払っております。  
3. 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
-	-	300	-	-

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	2,554	2,358	1.56	-
1年以内に返済予定の長期借入金	22	10	2.00	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	-	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	10	-	-	-
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	2,586	2,368	-	-

(注) 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報

	第1四半期 自平成20年4月1日 至平成20年6月30日	第2四半期 自平成20年7月1日 至平成20年9月30日	第3四半期 自平成20年10月1日 至平成20年12月31日	第4四半期 自平成21年1月1日 至平成21年3月31日
売上高(百万円)	8,716	10,713	10,224	12,123
税金等調整前四半期純利益 金額(百万円)	488	931	770	1,592
四半期純利益金額 (百万円)	189	522	389	940
1株当たり四半期純利益金 額(円)	13.67	37.74	28.15	67.96

2【財務諸表等】  
(1)【財務諸表】  
【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	537	283
営業未収入金	1 23	1 39
前払費用	2	3
未収還付法人税等	319	249
その他	0	0
流動資産合計	882	576
固定資産		
有形固定資産		
機械及び装置	0	0
減価償却累計額	0	0
機械及び装置(純額)	0	0
有形固定資産合計	0	0
無形固定資産		
ソフトウェア	6	5
無形固定資産合計	6	5
投資その他の資産		
投資有価証券	-	363
関係会社株式	8,262	8,262
その他	0	0
投資その他の資産合計	8,262	8,625
固定資産合計	8,268	8,630
資産合計	9,150	9,207
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払金	1	6
未払費用	34	24
未払法人税等	1	3
預り金	3	6
役員賞与引当金	50	-
その他	-	10
流動負債合計	92	50
負債合計	92	50

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	1,000	1,000
資本剰余金		
資本準備金	1,000	1,000
その他資本剰余金	5,815	5,815
資本剰余金合計	6,815	6,815
利益剰余金		
利益準備金	29	29
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,162	1,586
利益剰余金合計	1,191	1,615
自己株式	-	335
株主資本合計	9,006	9,095
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	-	22
評価・換算差額等合計	-	22
新株予約権	52	83
純資産合計	9,058	9,156
負債純資産合計	9,150	9,207

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
営業収益	1,282	1,626
販売費及び一般管理費		
役員報酬	141	166
出向料	119	136
株式報酬費用	42	32
役員賞与引当金繰入額	50	-
外注費	61	144
交際費	41	12
租税公課	1	4
研究開発費	80	-
その他	70	82
販売費及び一般管理費合計	609	579
営業利益	672	1,046
営業外収益		
受取利息	0	0
その他	0	2
営業外収益合計	0	3
営業外費用		
証券代行事務手数料	15	15
その他	0	-
営業外費用合計	15	15
経常利益	657	1,034
税引前当期純利益	657	1,034
法人税、住民税及び事業税	1	1
法人税等調整額	21	-
法人税等合計	22	1
当期純利益	635	1,033

## 【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
前期末残高	1,000	1,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,000	1,000
<b>資本剰余金</b>		
<b>資本準備金</b>		
前期末残高	6,815	1,000
当期変動額		
資本準備金の取崩	5,815	-
当期変動額合計	5,815	-
当期末残高	1,000	1,000
<b>その他資本剰余金</b>		
前期末残高	-	5,815
当期変動額		
準備金から剰余金への振替	5,815	-
当期変動額合計	5,815	-
当期末残高	5,815	5,815
<b>利益剰余金</b>		
<b>利益準備金</b>		
前期末残高	29	29
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	29	29
<b>その他利益剰余金</b>		
<b>繰越利益剰余金</b>		
前期末残高	908	1,162
当期変動額		
剰余金の配当	381	609
当期純利益	635	1,033
当期変動額合計	254	423
当期末残高	1,162	1,586
<b>自己株式</b>		
前期末残高	-	-
当期変動額		
自己株式の取得	-	335
当期変動額合計	-	335
当期末残高	-	335

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<b>株主資本合計</b>		
前期末残高	8,752	9,006
<b>当期変動額</b>		
剰余金の配当	381	609
資本準備金の取崩	5,815	-
準備金から剰余金への振替	5,815	-
当期純利益	635	1,033
自己株式の取得	-	335
<b>当期変動額合計</b>	<b>254</b>	<b>88</b>
当期末残高	9,006	9,095
<b>評価・換算差額等</b>		
<b>その他有価証券評価差額金</b>		
前期末残高	-	-
<b>当期変動額</b>		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	22
<b>当期変動額合計</b>	<b>-</b>	<b>22</b>
当期末残高	-	22
<b>評価・換算差額等合計</b>		
前期末残高	-	-
<b>当期変動額</b>		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	22
<b>当期変動額合計</b>	<b>-</b>	<b>22</b>
当期末残高	-	22
<b>新株予約権</b>		
前期末残高	9	52
<b>当期変動額</b>		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	42	31
<b>当期変動額合計</b>	<b>42</b>	<b>31</b>
当期末残高	52	83
<b>純資産合計</b>		
前期末残高	8,762	9,058
<b>当期変動額</b>		
剰余金の配当	381	609
資本準備金の取崩	5,815	-
準備金から剰余金への振替	5,815	-
当期純利益	635	1,033
自己株式の取得	-	335
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	42	9
<b>当期変動額合計</b>	<b>296</b>	<b>97</b>
当期末残高	9,058	9,156

## 【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社及び関連会社株式 移動平均法による原価法	(1) 子会社及び関連会社株式 同左 (2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価 法(評価差額は全部純資産直入法に より処理し、売却原価は移動平均法 により算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法 なお、主な耐用年数は以下のとおりで あります。 機械及び装置 5年 (2) 無形固定資産 定額法 自社利用のソフトウェアについては、 社内における利用可能期間(5年)に 基づいております。	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左
3. 引当金の計上基準	役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えて、当事業年度 における支給見込額に基づいて計上し ております。	役員賞与引当金 同左
4. その他財務諸表作成のため の基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

## 【表示方法の変更】

前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
(損益計算書) 1. 前期まで販売費及び一般管理費の「その他」に含め て表示しておりました「株式報酬費用」及び「交際 費」は、販売費及び一般管理費の合計額の100分の5を 超えたためそれぞれ区分掲記しました。 なお、前期における「株式報酬費用」の金額は10百万 円であります。 また、前期における「交際費」の金額は0百万円であ ります。 2. 前期まで区分掲記しておりました「顧問料」(当期 1百万円)は、販売費及び一般管理費の合計額の100分 の5以下となったため、販売費及び一般管理費の「そ 他」に含めて表示することにしました。	

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成20年3月31日)		当事業年度 (平成21年3月31日)	
1. 関係会社項目		1. 関係会社項目	
営業未収入金	23百万円	営業未収入金	39百万円

(損益計算書関係)

前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	
1. 関係会社に対するものが、次のとおり含まれて降ります。		1. 関係会社に対するものが、次のとおり含まれて降ります。	
関係会社受取配当金	1,022百万円	関係会社受取配当金	1,180百万円
関係会社経営指導料	260百万円	関係会社経営指導料	446百万円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (千株)	当事業年度増加 株式数(千株)	当事業年度減少 株式数(千株)	当事業年度末株式数 (千株)
自己株式				
普通株式(注)	-	210	-	210
合計	-	210	-	210

(注) 普通株式の株式数の増加210千株は、子会社の株S R Aの保有する当社株式を取締役会決議に基づき相対取引により取得したものであります。

(リース取引関係)

前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	
オペレーティング・リース取引 未経過リース料		オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のもの に係る未経過リース料	
1年内	2百万円	1年内	2百万円
1年超	4百万円	1年超	1百万円
合計	6百万円	合計	4百万円

(有価証券関係)

前事業年度(平成20年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

当事業年度(平成21年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

## (税効果会計関係)

前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)																																																																														
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>(1) 流動の部</p> <p>(2) 固定の部</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">欠損金</td> <td style="text-align: right;">113百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right;">113百万円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">113百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">- 百万円</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.7%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(調整)</td> </tr> <tr> <td>益金に算入されない受取配当金</td> <td style="text-align: right;">63.2%</td> </tr> <tr> <td>役員賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">3.1%</td> </tr> <tr> <td>新株予約権</td> <td style="text-align: right;">2.6%</td> </tr> <tr> <td>評価性引当金当期増減額</td> <td style="text-align: right;">17.5%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">2.7%</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right;">3.4%</td> </tr> </table>	欠損金	113百万円	その他	0百万円	<hr/>		繰延税金資産小計	113百万円	評価性引当額	113百万円	<hr/>		繰延税金資産合計	- 百万円	法定実効税率	40.7%	(調整)		益金に算入されない受取配当金	63.2%	役員賞与引当金	3.1%	新株予約権	2.6%	評価性引当金当期増減額	17.5%	その他	2.7%	<hr/>		税効果会計適用後の法人税等の負担率	3.4%	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>(1) 流動の部</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">未払事業税等</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right;">1百万円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">1百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">- 百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 固定の部</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">欠損金</td> <td style="text-align: right;">140百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right;">140百万円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">140百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">- 百万円</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.7%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(調整)</td> </tr> <tr> <td>益金に算入されない受取配当金</td> <td style="text-align: right;">46.4%</td> </tr> <tr> <td>役員報酬</td> <td style="text-align: right;">1.3%</td> </tr> <tr> <td>新株予約権</td> <td style="text-align: right;">1.2%</td> </tr> <tr> <td>評価性引当金当期増減額</td> <td style="text-align: right;">2.8%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0.5%</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right;">0.1%</td> </tr> </table>	未払事業税等	0百万円	その他	0百万円	<hr/>		繰延税金資産小計	1百万円	評価性引当額	1百万円	<hr/>		繰延税金資産合計	- 百万円	欠損金	140百万円	その他	0百万円	<hr/>		繰延税金資産小計	140百万円	評価性引当額	140百万円	<hr/>		繰延税金資産合計	- 百万円	法定実効税率	40.7%	(調整)		益金に算入されない受取配当金	46.4%	役員報酬	1.3%	新株予約権	1.2%	評価性引当金当期増減額	2.8%	その他	0.5%	<hr/>		税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.1%
欠損金	113百万円																																																																														
その他	0百万円																																																																														
<hr/>																																																																															
繰延税金資産小計	113百万円																																																																														
評価性引当額	113百万円																																																																														
<hr/>																																																																															
繰延税金資産合計	- 百万円																																																																														
法定実効税率	40.7%																																																																														
(調整)																																																																															
益金に算入されない受取配当金	63.2%																																																																														
役員賞与引当金	3.1%																																																																														
新株予約権	2.6%																																																																														
評価性引当金当期増減額	17.5%																																																																														
その他	2.7%																																																																														
<hr/>																																																																															
税効果会計適用後の法人税等の負担率	3.4%																																																																														
未払事業税等	0百万円																																																																														
その他	0百万円																																																																														
<hr/>																																																																															
繰延税金資産小計	1百万円																																																																														
評価性引当額	1百万円																																																																														
<hr/>																																																																															
繰延税金資産合計	- 百万円																																																																														
欠損金	140百万円																																																																														
その他	0百万円																																																																														
<hr/>																																																																															
繰延税金資産小計	140百万円																																																																														
評価性引当額	140百万円																																																																														
<hr/>																																																																															
繰延税金資産合計	- 百万円																																																																														
法定実効税率	40.7%																																																																														
(調整)																																																																															
益金に算入されない受取配当金	46.4%																																																																														
役員報酬	1.3%																																																																														
新株予約権	1.2%																																																																														
評価性引当金当期増減額	2.8%																																																																														
その他	0.5%																																																																														
<hr/>																																																																															
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.1%																																																																														

## (1株当たり情報)

前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	591.00円	1株当たり純資産額	603.65円
1株当たり当期純利益金額	41.68円	1株当たり当期純利益金額	68.57円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	41.59円	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(百万円)	635	1,033
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	635	1,033
期中平均株式数(千株)	15,240	15,066
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額	-	-
普通株式増加数(千株)	33	-
(うち新株予約権)	(33)	(-)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権2種類 (新株予約権の数912個)。 なお、この概要は「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権5種類 (新株予約権の数1,994個)。 なお、この概要は「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

1. 平成20年5月15日開催の取締役会において、会社法第163条の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議し、自己株式の取得を以下のとおり実施いたしました。

(1) 自己株式取得に関する取締役会の決議内容

取得する株式の種類

当社普通株式

取得する株式の総数

210,000株

取得した日

平成20年5月23日

1株当たりの売買価格

1,596円

(平成20年4月23日から平成20年5月22日までの東京証券取引所における株式会社S R Aホールディングスの普通株式の終値の平均値)

取得価額の総額

335百万円

取得の方法

相対取引

2. 平成20年6月26日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役、従業員及び当社子会社の取締役、執行役員、従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することを決議いたしました。

(1) 新株予約権の内容

新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個の目的となる株式の数は200株とする。

なお、当社が普通株式の株式分割(株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社との合併後存続する場合、当社が他社と株式交換を行い株式交換完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、当社は目的たる株式の数の調整を行うことができるものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「払込金額」という。)に新株予約権1個の目的である株式の数を乗じた金額とする。

払込金額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所の当社株式普通取引の終値の平均値に1.1を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)とする。

ただし、当該金額が新株予約権割当日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値。)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社との合併後存続する場合、当社が他社と株式交換を行い株式交換完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて払込金額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、当社は払込金額を適切に調整することができるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成23年7月1日から平成25年6月30日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- 1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- 2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記1)記載の資本金等増加限度額から上記1)に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

後記の、会社法第236条第1項第8号イないしホに定める行為をする場合における相手方当事者の同意が得られなかった場合、当社は、本新株予約権全部を無償にて消却することができる。

組織再編時の新株予約権交付に関する事項

当社が会社法第236条第1項第8号イないしホに定める行為をする場合、当社の新株予約権者に対し、当該イないしホに定める者（以下「存続会社等」という。）の新株予約権を交付するものとする。

ただし、合併、吸収分割及び株式交換については、それぞれ合併契約、吸収分割契約及び株式交換契約の相手方当事者の同意を条件とする。

なお、交付される存続会社等の新株予約権の目的たる株式の数及び払込金額は株式の割当比率に応じたものとし、新株予約権のその他の内容も当社の新株予約権と同等とするが、当社はその判断で、適宜これらを変更できるものとする。

新株予約権の権利行使の条件

- 1) 新株予約権者は、当社第21期（平成23年3月期）またはそれ以前の決算期における確定した連結損益計算書において、経常利益が65億円以上（以下「行使基準目標値」という。）となった場合に限り、新株予約権を行使できる。ただし、経営環境の急激な変化等が生じた場合は、取締役会の決議により行使基準目標値を±30%の範囲内において変更することができる。
  - 2) 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社の取締役、従業員もしくは当社子会社の取締役、執行役員または従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役の任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
  - 3) 新株予約権の相続は認めない。
  - 4) その他の条件については、本株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- (2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限  
新株予約権の数は1,000個を上限とする  
新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式200,000株を上限とし、上記(1)により当該新株予約権に係る株式数が調整された場合は、当該新株予約権に係る調整後の株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数とする。
- (3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

当事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

1. 平成21年6月25日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役、従業員及び当社子会社の取締役、執行役員、従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することを決議いたしました。

(1) 新株予約権の内容

新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個の目的となる株式の数は200株とする。

なお、当社が普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との合併後存続する場合、当社が他社と株式交換を行い株式交換完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、当社は目的たる株式の数の調整を行うことができるものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「払込金額」という。）に新株予約権1個の目的である株式の数を乗じた金額とする。

払込金額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社株式普通取引の終値の平均値に1.1を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。

ただし、当該金額が新株予約権割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値。）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社との合併後存続する場合、当社が他社と株式交換を行い株式交換完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて払込金額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、当社は払込金額を適切に調整することができるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成23年7月1日から平成25年6月30日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記1)記載の資本金等増加限度額から上記1)に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

#### 新株予約権の取得条項

後記の、会社法第236条第1項第8号イないしホに定める行為をする場合における相手方当事者の同意が得られなかった場合、当社は、本新株予約権全部を無償にて消却することができる。

#### 組織再編時の新株予約権交付に関する事項

当社が会社法第236条第1項第8号イないしホに定める行為をする場合、当社の新株予約権者に対し、当該イないしホに定める者（以下「存続会社等」という。）の新株予約権を交付するものとする。

ただし、合併、吸収分割及び株式交換については、それぞれ合併契約、吸収分割契約及び株式交換契約の相手方当事者の同意を条件とする。

なお、交付される存続会社等の新株予約権の目的たる株式の数及び払込金額は株式の割当比率に応じたものとし、新株予約権のその他の内容も当社の新株予約権と同等とするが、当社はその判断で、適宜これらを変更できるものとする。

#### 新株予約権の権利行使の条件

- 1) 新株予約権者は、当社第21期（平成23年3月期）またはそれ以前の決算期における確定した連結損益計算書において、経常利益が、第20期（平成22年3月期）の連結決算を承認する取締役会開催日以前に取締役会が決定する金額（ただし、第19期（平成21年3月期）から第21期（平成23年3月期）を対象年度とする中期経営計画の最終年度の連結経常利益の数値を見直した数値とする。以下「行使基準目標値」という。）以上となった場合に限り、新株予約権を行使できる。ただし、経営環境の急激な変化等が生じた場合、取締役会の決議により行使基準目標値を±30%の範囲内において変更することができる。
  - 2) 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社の取締役、従業員もしくは当社子会社の取締役、執行役員または従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役の任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
  - 3) 新株予約権の相続は認めない。
  - 4) その他の条件については、本株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- (2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限  
新株予約権の数は1,000個を上限とする  
新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式200,000株を上限とし、上記(1)により当該新株予約権に係る株式数が調整された場合は、当該新株予約権に係る調整後の株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数とする。
- (3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

投資有価証券	その他有価証券	銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)
		(株)S Jホールディングス	27,500	363
		計	27,500	363

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
機械及び装置	0	-	-	0	0	0	0
有形固定資産計	0	-	-	0	0	0	0
無形固定資産							
ソフトウェア	7	0	-	7	2	1	5
無形固定資産計	7	0	-	7	2	1	5

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
役員賞与引当金	50	-	50	-	-

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額(百万円)
現金	0
預金の種類	
当座預金	0
普通預金	274
別段預金	8
小計	283
合計	283

ロ．営業未収入金

相手先	金額(百万円)
(株)S R A	39
合計	39

ハ．営業未収入金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (百万円)	当期発生高 (百万円)	当期回収高 (百万円)	次期繰越高 (百万円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	(A) + (D) 2 (B) 365
23	468	452	39	92.1	24.2

固定資産

関係会社株式

区分	金額(百万円)
(株)S R A	8,262
合計	8,262

(3)【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とする ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載
株主に対する特典	なし

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、取得請求権利付株式の取得を請求する権利並びに募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利以外の権利を有しておりません。

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

#### (1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第18期）（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）平成20年6月26日関東財務局長に提出。

#### (2) 四半期報告書及び確認書

（第19期第1四半期）（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）平成20年8月14日関東財務局長に提出。

（第19期第2四半期）（自平成20年7月1日至平成20年9月30日）平成20年11月14日関東財務局長に提出。

（第19期第3四半期）（自平成20年10月1日至平成20年12月31日）平成21年2月13日関東財務局長に提出。

#### (3) 臨時報告書

平成20年8月14日 関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書であります。

#### (4) 臨時報告書の訂正報告書

平成20年8月22日関東財務局長に提出

平成20年8月14日の臨時報告書に係る訂正報告書であります。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

平成20年6月26日

株式会社S R Aホールディングス

取締役会 御中

太陽A S G 監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 和田 芳幸

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 並木 健治

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社S R Aホールディングスの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社S R Aホールディングス及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月25日

株式会社S R Aホールディングス

取締役会 御中

太陽A S G有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 和田 芳幸

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 並木 健治

### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社S R Aホールディングスの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社S R Aホールディングス及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社S R Aホールディングスの平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社S R Aホールディングスが平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成20年6月26日

株式会社S R Aホールディングス

取締役会 御中

太陽A S G監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 和田 芳幸

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 並木 健治

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社S R Aホールディングスの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社S R Aホールディングスの平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成21年6月25日

株式会社S R Aホールディングス

取締役会 御中

太陽A S G有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 和田 芳幸

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 並木 健治

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社S R Aホールディングスの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社S R Aホールディングスの平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。